

平成 3 0 年

厚生委員会会議録

と き 平成30年2月26日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年 2月26日（月） 午前10時00分～午後 4時02分

場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員	委員長 石田 秀男 君	副委員長 石田 ちひろ 君
	委員 鈴木 真澄 君	委員 若林 ひろき 君
	委員 浅野 ひろゆき 君	委員 鈴木 ひろ子 君
	委員 大倉 たかひろ 君	

出席説明員	中 川 原 副 区 長	永 尾 福 祉 部 長
	大 串 福 祉 計 画 課 長	寺 嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
	臨 時 給 付 金 担 当 課 長 兼 務	
	松 山 高 齢 者 地 域 支 援 課 長	中山参事（障害者福祉課長事務取扱）
	飛 田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長	矢 木 生 活 福 祉 課 長
	西 田 健 康 推 進 部 長 品 川 区 保 健 所 長 兼 務	川 島 健 康 課 長
	三 ッ 橋 国 保 医 療 年 金 課 長	井 浦 品 川 区 保 健 所 生 活 衛 生 課 長
	舟 木 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長	鷹 箸 参 事 （ 品 川 区 保 健 所 品川保健センター所長事務取扱）
	間 部 品 川 区 保 健 所 大 井 保 健 セ ン タ ー 所 長	榎 本 品 川 区 保 健 所 荏 原 保 健 セ ン タ ー 所 長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査およびその他を予定しております。

また、あす審査予定の第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画の素案について、理事者より資料の差しかえの求めがありましたので、これを了承し、修正した資料を皆様の机の上に配付しております。もし、前回配られたものをお持ちであれば、机の上に置いていってください。回収します。今、持っていない場合は、持ってきていただき、最終的には回収したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(1) 第19号議案 品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

初めに、予定表1、議案審査を行います。

まず、(1)第19号議案 品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○寺嶋高齢者福祉課長

それでは私から、第19号議案、品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例に関しまして、ご説明申し上げます。資料をもとにご説明させていただきたいと思います。

まず1番でございます。修学資金貸付制度の概要について触れさせていただきます。

(1)品川介護福祉専門学校に在学する学生に対しまして、2年間の授業料に相当する140万円の貸し付けを行っている事業でございます。(2)番目に記載のとおりですが、卒業後6カ月以内に指定福祉施設に勤務し、3年以上介護業務に従事した場合には、返済が全額免除されるという事業になってございます。ここでいう指定福祉施設といいますのは、条例の第2条で規定する各法律に定める施設のうち、区長が指定するものという位置づけになってございます。

2番、改正の理由でございます。今回条例の一部を改正いたしますが、その理由といたしまして、まず平成30年4月1日施行で関連する2つの法律、資料に記載のとおりですが、(1)の介護保険法、それから(2)の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、この改正があったことを受けまして、今回の条例の一部改正は卒業後に勤務する福祉施設の対象の追加および必要な規定整備を行うものでございます。なお、(2)の障害者に関する法改正による、この条例への影響ですが、これは項番号がずれるのみで、内容の変更は特にございませぬ。

次、3番でございます。改正の内容です。介護保険法の改正によりまして、資料に記載の(1)地域密着型特定施設、それから(2)介護医療院が新たに追加となるものでございます。ここでいう地域密着型特定施設と申しますのは、定員29人以下のケアハウス等でございます。区内ではケアホーム東大井が該当いたします。なお、ケアホーム東大井につきましては、社会福祉法の軽費老人ホームというものにも該当いたしますので、今回の介護保険法の改正にかかわらず、既に対象施設となっておりますので、影響はございません。それ以外に定員29名以下の有料老人ホームも対象施設に新たに加わりまして、現時点

で区内には1カ所存在してございます。(2)の介護医療院は、今後廃止が予定されています介護療養病床の転換先の1類型として新たに創設されたものでありますが、現時点で区内の事業者による転換計画等の情報は入ってございません。(3)その他の規定の整備として、引用する条文の条番号のずれ等を整備したものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

まず修学資金貸付制度をどれぐらいの学生が利用されているかということについてお聞かせいただきたいのですが、学生の借りている割合、どれぐらいなのかということと、授業料相当が最大140万円の貸し付けとなっているのですが、これは年間の貸付額ということなのか、2年間なのか、そのところを教えてくださいたいと思います。

それから今回、介護医療院が新たに加わるということなのですが、介護療養病床が介護医療院に転換をしていくということになるのかと思うのですが、その介護療養病床の施設というのは、今品川区で何カ所、どこにあるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

あと医療型の療養病床というのは、この介護医療院のほうに変わっていくということはないのか、その辺も教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長

介護福祉専門学校の修学資金の利用者数ということですが、まず平成7年から平成29年、今年度までの入学者全体の数が879名ということになっておりまして、そのうち貸し付けを受けている方も含めて、受けた方の数が650名となっております。

それから2番目の授業料ですが、140万円というのは2年間の授業料の合計の金額でございます。

それから3番目のご質問ですが、介護医療院につきましては、療養病床の転換先ということで、まず療養病床は今後廃止ということが決まっています。少し詳細に触れますと、転換後の形としましては、介護医療院が今示されているのは大きく2類型ありまして、重度の方用、それから軽度の方用です。それからあともう一つ、医療機関を併設した有料老人ホームになるというものも転換先の例として挙げられておりまして、このうちのどれかになるということです。今回初めてその基準等が示されたもので、今のところ、そういった計画のほうは区には届いておりませんが、該当すればということですが、康済会病院が小山のほうにありまして、こちらが介護療養病床をやっておりますので、仮に転換があり得るとすればこちらが区内では唯一対象になると考えております。それから医療病床についても、転換先については、例えば新しいタイプの老人保健施設になるとか、いろいろな情報も出ていますけれども、可能性としてはあり得るといふふうに考えております。

○鈴木（ひ）委員

879名中650名ということなので、かなりの割合でこの修学資金を借りているのだと思うのですが、この650名の借りた方で、3年以上勤務して返済全額免除、それから2年以上従事したのちに退職したという方はどれぐらい、割合でも結構なのですが、教えてくださいたいと思います。

あと医療型の療養病床というのは、区内にはどこがあるのかということも教えてくださいたいと思います。

あと今回地域密着型特定施設ということで、有料老人ホームで29ベッド以下ということになると思

うのですけれども、地域密着ではない有料老人ホームの特定施設というものももう既に入っているのか、その点についてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず1点目のご質問ですが、650名のうち3年間勤務して全額免除になった方の人数ということですけれども、650名の中には、今現在在学している1年生、2年生の数字が含まれていること、それから猶予期間でまだ決まっていないという方、この辺の方も含めた数字が650名ですので、単純比較にはならないのですが、手元の資料で全額免除者、既に免除になったという方の人数は296名というのが直近の数字で出ているところでございます。

それから2番目の区内にある医療型の療養病床、申し訳ありません、手元の資料で恐縮ですが、医療施設では5カ所、今あるということで、ベッド数にして740床が区内にはあるという数字でございます。

それからあと3点目の特定施設、これはそもそも介護保険法に特定施設というのが入っておりますので、特定施設自体は対象になっております。免除の対象施設に含まれております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（真）委員

この内容の改正はわかりましたので、ちょっと要望事項的なものなのですけれども、介護福祉専門学校をこれからも進めていく上で、今度上大崎にできたし、南品川にまたできてくる。その中でやはり職員の問題が相当絡んできて、上大崎はもう大分いろいろな方、開設前に交渉して、ここからも何人か入ったというお話も先日伺いました。これから南品川もやっていく上で、やはり職員の問題というお話も先日出ておりましたので、私も両方お邪魔してきて、先方の話ではそのようなことも出ていますので、ぜひ区のほうからもその辺、直接薦められるわけではないけれども、奨学金と別にしても、将来の就学先ということで区内を薦められるように努力していただくよう要望しておきます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○若林委員

すみません。聞き漏らしたかもしれないのですが、1の(2)の2年以上従事した後に退職した人の人数を教えてください。

それから引き続きですけれども、2の(2)でいわゆる障害者の総合支援法ですか、この関連があつて、ここについては条項がずれるだけということで、それは承知をいたしました。それで、同じくいわゆる指定障害者施設の実態です。卒業された方がこういうところに勤務をされる実態というのが、先ほどの650名という人数の中に含まれるのかなと思うのですけれども、その辺を教えてくださいたいのと、あわせて同じように3年以上従事して全額免除となった方とか、また同じく2年以上従事したが途中で退職した、3年以内で退職した方というところの数字があれば、数字を教えてくださいたいと思います。

あと3点目に、この介護福祉専門学校は介護福祉ということですが、こういう障害のある方についての勉強というのですか、講師はどういう方が教えていらっしゃるのかとか、研修とか、そういう、いわゆる障害のある方に対する勉強の内容というのは、今どういふふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず一部免除の人の人数、2年以上は勤めたけれども3年は勤めずにやめられたということになってくると思いますけれども、一部免除者は29名ということになってございます。

それから障害者施設のほうに就職した人、ちょっとクロス集計がとれていなくて、途中、2年か3年かというところは申し上げられないのですけれども、障害者施設に就職して免除になったという方の人数は今現在、累計で14名でございます。

それからあと、障害者に関する内容につきましては、カリキュラムの中で一定程度教えられていると伺っておりまして、高齢介護に比べて時数的には少ないのですけれども、授業の中で一定程度のコマ数を持ってやっているというところは聞いているところでございます。ちょっと講師の方がどういう方かというのは、すみません、手元に資料がないので申し上げられません。申しわけございません。

○若林委員

わかりました。障害のある方の施設への勤務ということで、免除は14名ということで確認をしました。今後2年以上3年以下の方の数字もしっかり押さえていただいて、整理すれば出てくる数字だと思いますけれども、ご答弁できるようにしておいていただければと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○大倉委員

この条例に関しては結構なのですが、介護福祉専門学校の修学資金貸付で、品川区の福祉向上に寄与するという部分で非常に重要で、これからも進めていかなければいけないところのかなと思っているのですけれども、この貸し付け650名のうち、全額免除が少ないのかなと感じるのですが、この辺というのは大きく言えば介護の部分で離職率が高いとか、さまざまな理由があると思うのですけれども、どのように把握をしているのでしょうか。教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長

貸付の申請を受けるときにはいろいろな目的等々についての把握は可能なのですけれども、実際、貸し付けた後免除までは至らなかった方について、なかなか情報を全て把握するというのは大変困難でございます。一身上の都合で退職されて返還するという方もいらっしゃいます。こちらとしては必ずしも本意ではないのですけれども、とりあえず職業の1つとしてチャレンジしてみるということで学校を受けてみたけれども、やはり通ってみてちょっと自分の思っていたものとは違ったと、そもそも就職しなかったという方もいらっしゃるということで、それぞれさまざまですが、この趣旨としては当然品川区内に学生をというよりは、最終的には介護スタッフをここで育成して、品川区内の福祉にぜひ寄与していただきたいということで、奨学金を1つのモチベーションとして入っていただき、就職していただくという制度でございますので、引き続き皆さんに貸し付けを受けていただいて、皆さんが全額免除となるような方向に、学校と力を合わせて持っていければと考えているところで。

○大倉委員

すみません。そもそも就職しなかった、学校を途中でやめられた方もいるというところで、その辺の人数がわかれば教えていただきたいのと、課長の答弁にもありましたが、皆さんに貸し付けを受けてもらって、皆さんに就職してもらうのが一番だということであるというところでは、やはりこの理由というか、就職したけれども品川区で全額免除にならなかった人たちがこれだけいるというところは、難しいというお話もありましたけれども、一定調べられるところは調査をして、これがさらに、どういう理由なのかわからないとこれ以上改善のしようがないところでもありますので、その辺を調査するというのは、これか

らさらに高齢化が進んでいく中で必要なのかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

ご指摘のとおり、最終的に全額免除に至らなかった方の理由につきましては、学校とも協力して実態の把握には努めていきたいと思えます。

それから、あと実際に、先ほどの全額免除となった296名のうち一部免除の29名、この方は確実に一度就職したけれどもおやめになった方の人数で、296名のそれ以外の人については2年以内にやめてしまった方と全く就職しなかった方、これが実際にあると思えます。その数字につきましては今現在把握していないので、今度学校とうまく協力してやっていきたいと思えます。

それからあともう一つは、出身地のほうに帰られて、自分の親御さんと一緒に暮らしながら、そちらのほうの施設に入る、介護の職にはついただけけれども、区内の施設には入らず、区内に就職しなかったという方も若干名いるということは聞いてございます。

○大倉委員

把握、学校のほうと連携してやっていただいて、データとして積み重ね、より皆さんが利用しやすかったり、続けていただけるようにしていただければと思えます。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。

それではほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

自民党は賛成です。

○若林委員

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第19号議案、品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(2) 第20号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(2)第20号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。
本件につきまして、理事者より説明願います。

○寺嶋高齢者福祉課長

続きまして、第20号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。こちら資料のほうを使ってご説明させていただきたいと思っております。

まず1番、条例改正の趣旨と内容ですが、(1)介護保険料基準額等の改定ということで、今後高齢者の人口、とりわけ75歳以上の人口増加が予測される中で、介護事業のサービス量や費用の増加が見込まれること、また、第1号被保険者の保険料負担割合が22%から23%に変更されることなどから、条例第13条に規定する第七期の介護保険料基準額等を改定するものでございます。①番、介護保険料基準額を年額6万7,200円といたします。条例上は年額表示になっておりますので、こういった数字を申し上げましたが、実際に月額に直しますと、現在の5,300円を5,600円に改定するものでございます。続きまして②ですが、こちらはおめくりいただいて資料の1を見ていただくとわかりやすいのですが、まず、資料1の下の表ですが、一番左側の列に国の標準段階というものがあります。2つ飛ばして段階と書いてあるところの8、9、10のところを見ていただきたいのですが、これが省令の変更がありまして、第8段階につきましては、この表では合計所得金額の部分で120万円以上、200万円未満となっておりますが、従来は190万円未満となっております。第9段階につきましては、200万円以上300万円未満というふうに入っていますが、従来は190万円以上290万円未満という記載で、省令に合わせて変えるものでございます。それから、それに連動しまして、第10段階は290万円以上だったものが300万円以上というふうになる点が今回の改正点でございます。

もう一度資料の方にお戻りいただきまして、次が(2)番でございます。介護保険料率算定の基準となる所得指標の見直しでございます。介護保険制度におきましては、第1号被保険者の保険料段階を判定する際に、前年の合計所得金額を用いることとされております。一方で税法上では、土地を譲渡した場合に生じる売却収入に対しまして、特別控除といったものが適用になる場合がございます。税は控除されても合計所得金額には反映されないという、この仕組みがありまして、翌年度の介護保険料が土地の売却益が入った場合に高額になるということが生じておりました。資料に記載のとおりですが、東日本大震災被災地における防災集団移転促進事業や土地収用などで土地を譲渡した場合などの事例において、特別控除を受けられても、介護保険制度上は翌年に保険料がガンと上がってしまうという事例があり、国への要望があったことを受けまして、算定基準の見直しが図られたものでございます。今後は特別控除額を除いた額を保険料段階の判定に用いるということになります。

2番、施行期日は平成30年4月1日となります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

まずこの介護保険料の第1号被保険者の保険料負担割合が22%から23%に変更になるということなのですが、この22%から23%になるというのは、どのようにして決まるのかということを教えていただきたいのです。多分介護保険が始まったときというのは、第1号被保険者と第2号被保険者で合わせて50%ということで、第1号が17%で第2号が33%というところから始めて、高齢者

がどんどん増えてくる、第1号被保険者の割合が増えてきているということがあると思うのですけれども、介護保険の運営状況を見ると、第1号被保険者と第2号被保険者の合計が50%となっているわけではないのです。それで、もともとこの第1号と第2号で50%という考え方で介護保険というのは始まったように思うのですけれども、その辺のところをどのように考えたらいいか、そして22%から23%にということが何で決まるのかということをもっと教えていただきたいと思います。

あともう一つは、各会派別に理事者のほうからいろいろと、新年度はこのようになりますという新年度予算の説明があったときに、総合事業の実施によって介護保険の事業費の伸びを抑えることができたという説明があったのですけれども、総合事業でなぜ事業費の伸びを抑えることができたのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず、22%から23%がどのように決まったかというところで、詳細につきましては、まずこちらの作業として、当然国からの通知をもとに、この決定事項に沿って変えていくということしかやりようがないのですけれども、全体の大きな話としましては、まず介護保険制度の将来的な安定的運用とか、公費負担の考え方等々が恐らく考慮されたものところでは理解しているところでございます。いずれにいたしましても、これは厚生労働省からのこういった通知により、23%になるといったことを踏まえて品川区としましては必要量を見込んで今回の保険料に反映させるという、そういう流れがございませう。

それから総合事業につきましては、まずこれが始まったときの考え方としまして、例えば主に元気な方につきましては、今までの給付等の内容だけでなく、ご自分でできることは自分でというもとの介護保険の考え方ですけれども、そういった観点から介護予防、日常生活を送っていただくということから、そういう見直しが行われたというところで、今まで給付に頼っていたものが事業のほうに移りまして、それで結局かかる手間というのですか、いわゆる介護であるとか、予防であるとかということから総合事業のほうに移行したことによって、給付費が一定程度抑えられるという、そういった全体的な制度の流れで結果的に抑えられたという発表になったというところでございます。

○鈴木（ひ）委員

1号と2号で平成28年度の決算を見ると、50%ではなくて48.6%というふうになっているのですけれども、その辺のところ、1号と2号で合わせて50%という考え方は今はないということなのか、その2号のパーセンテージが幾らぐらいになるのかというのがあるものなのか、その辺の考え方をちょっと教えていただきたいと思います。

総合事業で伸びを抑えることができた、給付費を抑えることができたというようなところの1つは、やはり私は総合事業の単価を引き下げたということが大きく作用しているのではないかなと思っています。そういう点では改めて、やはり23区でも多分ほとんどのところは単価引き下げはしてなくて、介護報酬そのものでやっていると思うのです。先日ほかの区のところにお話を伺ってきたのですけれども、そののところも必要なサービスをしっかりと受けていただくのとあわせて、やはり事業者を守っていくというのも区の役割だというようなことでも言われたのですが、そういう観点からも、私はぜひ総合事業の単価引き下げはやめて、介護報酬まで戻してほしいということを改めて要望しておきたいと思います。

それからもう一つ、この間本当に介護保険というのは改悪され続けていると思うのですけれども、自己負担も2割負担と3割負担、それから特別養護老人ホームなどの居住費や食費の減免について、資産

が1,000万円を超えたら受けられないですとか、配偶者の資産も含まれるとか、そのような形に変えられたと思うのですが、そういうところで2割負担、そしてまた今度は3割負担というのが実施に移されていくようになると思うのです。第七期というのは。そういうところでいうと、自己負担が増えた分、介護給付費が少なくなるわけです。そのようなところでいえば、2割負担の人がどれぐらい、3割負担の人がどれぐらいと見込んでいるのか、また実績もあるのか。3割負担はこれからですけども、その辺のところはどれぐらいになっているのか、また、特別養護老人ホームの減免が受けられない人の割合がどれぐらいあるのかということも教えていただけたらと思います。そして、そのように自己負担が増えたことによって、どれだけ給付費を減らすことにつながったのかというあたりを教えていただきたいと思います。

あともう一つ、総合事業は地域支援事業になると思うのですが、第七期は地域支援事業の割合がどれぐらいになるのか、どんどん総合事業のほうはいろいろと、もっと充実をしていくというようなこともあるのかなと思うのですが、そういうところからすると、地域支援事業の割合が何%ぐらいになるのかということと、それから第六期のときには市町村特別給付から、身近でリハビリだったかが、総合事業のほうに移されたと思うのです。市町村特別給付というのは65歳以上の人の保険料だけで賄う事業なので、それは多分、国のほうの制度の変更でそうなったのかなと思うのですが、今品川区でやっている市町村特別給付の中から総合事業に移せるものはないのかなと改めて思ったので、その辺のところ、例えば要支援者の夜間対応サービスとか、こういうものは総合事業というか、地域支援事業のほうに移せないのだろうかと思ったのですが、その点についてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず第2号被保険者と第1号被保険者の割合の問題ですけども、今回の改正も22%から23%に移すときに、第2号被保険者の割合が下がったとはなっていないと聞いておりますので、そういう意味では50%という考え方が、もともとのベースには恐らくあったのであろうと思いますが、そのようにはなっていないというのが1つ。

それから先ほど委員がご指摘された数字はあくまでも決算の数字なので、保険料について予算上の話と決算の話はまたこれずれてきます。1号保険料の入ってくる率というのはあくまでも予算上の見込みですから、この辺のずれが決算上のパーセンテージはずれてくるということになってくるものでございます。

それから2割から3割につきましては、金額的なものが示されたところで、今回の計画に当たりましては、予算上の見込みですけども、数字としては2割と3割を合わせて全体の15%と見込んで計画を立てているところでございます。内訳としては、2割の方が10%、3割の方が5%、あくまでも予算上の見込みでありますけれども、こういった数字で計算をしているところでございます。

それから、特別養護老人ホームの減免に当たる人の割合は、ちょっと今手元に資料がなくて数字を申し上げられません。申しわけございません。

それから地域支援事業の割合につきましては、開始時の、まず平成26年度ベースからの移行で、前年に対して高齢者の人口伸び率等々で計算しているということにつきましては、今のところ大きく変えるというようにはなっておりませんので、現行とほぼ同じ率での推移というふうに考えております。

それから総合事業に移せるものが特別給付の中にあるかどうかということにつきましては、基本的にその他のものでできないものを市町村特別給付で行っているという認識でいますので、今のところ、現在行っているものはそのままというふうに考えていますけれども、また実際に今、行っている特別給

付についても、実施のときは東京都や国などに照会をかけたりにして、こういった内容のもので取り組めるかということも含めて諮っておりますので、この辺はニーズ、それからサービス供給量等、必要に応じていろいろ検討はしていく必要があるとは考えているところです。

○鈴木（ひ）委員

私は自己負担の残りが介護給付費になっていくというところからすると、こういう形で自己負担が増えたことで、もう本当に持続可能な形でというようなことも含めて、こういう自己負担を増やしているということがあると思いますので、そのことでどれだけ給付費を減らすことにつながったのかという、その給付費を減らすことができた額、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、今回は保険料基準額が月額5,300円から5,600円に上がったわけですが、そういう中で基金の取り崩しについて伺いたいのですが、代表質問で我が党がこれを質問したときに、基金の取り崩しは8億2,590万円だという答弁がありました。そうすると平成29年度末の基金の見込み額が幾らで、第七期に8億2,590万円を取り崩すと、第七期の最後には幾らになると想定されるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず1点目の減らした額なのですが、実際に先ほどの10%、5%というのも比率の問題で、保険料、それからサービス料の見込みとしましては、そういったもろもろの条件設定をした上で総額として決めていきますので、決算の段階になれば実際に2割負担の方、3割負担の方がどうだったという数字は出てくると思うのですが、あくまでもそういった10%、5%という数字をもとに保険料を計算した上で人口増と総合的にクロス集計して出している数字なので、ちょっと具体的にそのことで幾ら減ったかというのは、決算になればもう少し形となった数字がお示しできるのかと思いますが、作成した作業的な数字としましては、人口であるとか、サービス料等からの判定になりますので、具体的に幾ら減らしたかという数字を今ここで正確に申し上げることはできません。申しわけございません。

それから次の基金ですが、平成29年度末の基金見込み額としては15億7,800万円余となっております。第七期の終了時というのは、そこから基金を崩した額が今8億円強となっておりますので、それを除いた額ですから、7億円から8億円といったあたりの数字、これは第六期の最終、先ほど申し上げた15億7,800万円という数字から基金を8億円強崩すということが今の見込みになっておりますので、7億円から8億円ぐらいのところの基金の残高になるという計算になります。

○鈴木（ひ）委員

どれだけ給付費を減らすことにつながるのかという、決算ではなくて予算上でいいので、その辺のところはわかったら教えていただきたいと思います。

15億7,800万円、これはとりあえず今の見込みで、確定ではないので、確定になるとまたこれが必ず増えると思うのです。だから、実際はこれよりも多く残るということになっていくと思うのですけれども、そういうところからすると、今の見込みだとしても7億5,000万円余が第七期の末には残るということになると思うのです。これが第六期のときにどのように説明されていたかということ、第六期は17億8,000万円の基金から11億5,000万円取り崩して、6億3,000万円残ると。6億3,000万円ぐらいは必要だということで、6億3,000万円残ると言われていたわけですが、実際は6億3,000万円ではなくて15億7,800万円、でも多分これ16億円を超えると思うのです。そうすると予想よりも10億円ぐらい余分に基金が残っているということになると思うのです。これは今回だけではなくて、第五期のときも同じような状況だったのです。第五期のときは多分18

億8,000万円ぐらいが平成23年度末の基金だったのですけれども、それが9億円でしたか、10億円でしたか、10億円引き下げると言っていたのが、実際は1億円も使わずに第六期を迎えるという状況になっているのです。だからもう本当にこの予定と大幅に基金の残りぐあいというのは違っているというのが、この第五期、第六期の実態なのですけれども、そういうところからすると、第七期もそうなるのではないかというような思いがするのですが、その辺のところはどう考えられているのかということが1点。

それと、一番初めの骨子案のときには、5,500円から5,600円というふうに見込み額を出されたと思うのですけれども、それが5,600円となった理由はどういうことなのかということについてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長

先ほどの自己負担割合のこの見込みという部分なのですけれども、見込みを立てるときにつきましては、この後の基金の話ともつながってくるのですが、どうしてもこちらとしては、いわゆる厳し目というか、歳入は少な目に歳入は多目に見込まなければならないという性質上、その数字を極端に反映させるということが難しいのです。実態がどうなるかというところはなかなかつかみづらいので、反映できないということで、決算にならないとある程度正確な数字が申し上げられないということで、先ほど言った10%、5%というのは、平成30年度予算を編成する際にそういう数値をベースにして給付額を見込んで、予算案として計上させていただいているという意味でもございます。

それから2つ目の基金ですけれども、ご指摘のとおり第五期、第六期、最初の計画に比べて基金の取り崩し額が少なかったというのがあります。これも今のお話と同じになるのですけれども、基本的には保険料がショートするわけにはいかないもので、どうしても厳し目に、サービスが想定できる範囲で一番多く出てしまった場合、それから保険料収入が想定できる範囲で一番少なかった場合というものを考慮して基金をそこに充当するというのを考えますので、どうしても、逆に言うと計画どおり基金の取り崩しが行われたとすると、それだけやはりサービスも想定が一番多い分が出てしまったということになりまして、これ一步間違えて不足すると、他の場面でもご答弁申し上げましたけれども、東京都からの借入れ等をしなければいけない、借入れたお金は次の期に東京都に返済しなければいけない、そのお金も保険料として徴収しなければいけないという、こういう循環になってしまいますので、それを防ぐために、余裕というところとちょっと語弊があるかもしれないのですけれども、歳入と歳入の基本に基づいてそのような編成をしているというところなので、結果的に計画ほど崩していなかったというのが実態でございまして。

第七期につきましても、今までいろいろ不特定であったり、まだまだ総合事業等のことも含めて見込みづら部分もあるのですけれども、一定程度この金額であればいけるであろうという数字で基金の取り崩し額を計画しているというところでございます。

それから5,500円から5,600円という幅を持たせていたところで、最終的に5,600円に決まったことについて、これはもうあくまでも最終的に数字を精査していった結果、こういった数字、やはりここまでが基金の活用と、それから保険料等の収入を含めて今できる一番のところだろうということで、5,600円という数字を挙げさせていただいて、最初の案のところでも5,500円から5,600円というふうにしたので、少なくとも5,600円を上回ることがないように、基金等の活用等も含めて5,600円に決めさせていただいたという経緯がございまして。

○鈴木(ひ)委員

本当に基金をずっと取り崩す、かなり取り崩すということになるわけです。11億5,000万円もです。それが実際はほとんど変わらないというのがこの間ずっと、平成23年の基金が18億8,000万円で、平成28年度の決算で18億4,000万円ですから、本当に変わらないままずっと来ているのだと思うのですけれども、第六期のときには11億5,000万円基金を取り崩すというふうなことができたわけですから、今回だって、少なくとも100円引き下げるのに1億円なので、3年分で3億円が必要だということですよ。そういうことからすると、8億円ではなくて11億5,000万円、前と同じだけ引き下げれば5,500円にもできたのではないかなと思うのですけれども、なぜ前回と同じようにしなかったのか、残りの残額にしても前回よりもたくさん残るといふことにしたのかということについてもお聞かせいただきたい。

それからあと、前回の第六期のときにもずっと災害時のためにということが言われて、災害時のために6億3,000万円、今回は10億円が必要だというようなことで、第六期のときと今回の必要な額というものの答弁も変わってきているのですけれども、災害時に災害救助法による国の対応が定められているということではあるけれども、一定程度の時間を要することが考えられるのでとっておくことが必要なのだというようなことではあるのですが、それが受けられないということにつながるのであれば、どこの自治体だとしてとっておかなければいけないというのが、国の指導としてでもあるべきだと思うのです。けれども、国のほうとしては、そういうことは一切言っていないわけですから、それにもかかわらず、なぜ品川区がそういうことで災害時のためにというような理由にするのかということをお聞かせいただきたいのです。それでそのときの代表質問の答弁のときでも、「介護サービスは区民の生命や健康に直結するので迅速な対応が必要なことから、災害時に活用できる基金があることが重要だ」と言われているのですけれども、災害時に活用できる基金がなければ介護サービスが受けられないという状況になるのかどうか、その点についてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず第六期に比べて第七期の基金の取り崩し額が少ないということで、もっと崩せばもっと保険料が下げられるのではないかとということではあるけれども、その期の計画を立てるときに世の中の情勢もどんどん変わってきており、人口増もそうですし、その段階で最も適切だと思われる内容で判断をして計画をしているということに尽きるのですが、今現在考えられることは、やはり2025年の後期高齢者の人口、団塊の世代が後期高齢者に入るという段階で、確実に保険料が急激に上がるということを今の時点で想定せざるを得ないので、そこまでは少なくとも基金を使って保険料を下げられるようにしておく必要があるということなのです。第七期に全部使うとか、そういうことではなくて、先々、第七期にもし全部使ったとすれば、第八期のときには保険料の抑えがきかなくなってしまうということが当然想定されます。そのあたりは見込んで、前回のときの見込みと今回の見込みでいろいろな数字がまた変わってきて、今一番新しい情報をもとに見込んだところがこういった数字になっているということで、ぜひご理解いただきたいと思っております。

それから災害時につきましては、なかなかお話難しいのですけれども、災害に必要なから基金を積みましているわけではないということなのです。ご指摘のとおり、ほかの自治体も災害があったときの条件は同じといえば同じなのかもしれないのですけれども、しかし、それに対して想定外も想定しなければいけないという状況の中で、品川区としてできることを最優先に考えて、今基金があるのであればそれも活用の1つとして考えられるだろうということです。ですから、先ほどの答弁と同じような内容になりますけれども、次の期のときにどういう形でその基金を活用していくのが一番いいのか。例えば、

後期高齢者の人数がピークを迎えたときに、それでもまだ災害のために基金を残しておくということが計画上できるかどうかというあたりも含めて、それは考えなければいけないということですが、いずれにしても国からの支援があるとはいつても、本当にタイムリーであるのか、それがなくなるときに果たして介護保険の制度がとまってしまうのか、それとも運用できるのか、この辺はわからないのです。わからないので、想定外に備えて基金を用意しておきたいというのが今の考え方だという内容でございます。

○鈴木（ひ）委員

基本的に介護保険料というのは年金から天引きですよ。災害時は天引きがなくなるとか、そういうことであるのかなと思ったのですけれども、その辺がわかればちょっと教えていただきたいです。私は年金から天引きされたのが後で減免とか、そのようになったときには後から支払うようになるのかなというように思いがするのですけれども、その辺のところの仕組みがわかったら教えていただきたい。だからもう本当に区のこの災害のためにというのは、ちょっと理由にはならないのではないかと。どうしても必要だということではなくて、今あるからとっておくというその程度のもので、なくなれば仕方がないと。そのような感じのものだというようなことなのか、ちょっと改めて確認させてください。

それともう一つ、最後に説明会なのですけれども、パブリックコメントがどれぐらい、何件くらいあったのか、そしてまたどんな意見が出されたのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。それで説明会について、ずっと私は求め続けているのですけれども、説明会はやらないというのが品川区の方針でずっとされないのですが、隣の港区は地域保健福祉計画と障害福祉計画とを合わせてなのですけれども、介護保険の第七期のこの計画に対しても、昼夜時間を変えて、区民が参加しやすいようにということで、10回説明会を行っているのです。やはりこういう形で区民に知らせていく、また区民から意見を聞いていくという姿勢こそ必要なのではないかと思いますので、その点についてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長

年金につきましては、まず1号の保険料は年金天引き、それから普通徴収ということで窓口等での支払いというものがありますけれども、年金天引きのものが通常何かがあったときにとまったというのは、私の記憶では聞いてはいないのですが、大災害、首都直下型の震災があったときにどういうことが起きるかというのは、残念ながらわからないのです。わからないので備えておく。それでないよりもあったほうが良いという程度ということとは申し上げたつもりは全くございません。今基金があるのだから、30年以内に高い確率で起こると言われているものに対して、備えられるべきときは備えておきたいということを申し上げているのであって、またその次の期の判断のときにどういう判断が最適かということについては、そのときの一番の情報を持って判断していく必要があると、このように考えております。ちなみに東日本大震災のときには、保険料が免除になったというようなお話も聞いているところでございます。

それからあとパブリックコメントにつきましては、まず意見としては4件ありまして、締め切り後にまた2件追加でありましたので、それもお受けして計6件ということになっておりますが、基本的に保険料のこととか、計画のことなどについて具体的なお指摘はあったわけではなく、制度全般のことでのご意見がほとんどというか、全てでした。介護保険料の段階設定がたくさん分かれていて、所得に応じて払いやすいのが良いという肯定的なお意見もいただいたのと、それからあと直接の制度そのものというよりは、予防とかの事業で継続してその事業に参加したかったけれども、定員が多くて2回目の抽選で申し込んだが継続できなかったのがちょっと残念だったなど、こういう内容の意見も含まれての6件

でございます。

それから説明会等々について、品川区の場合はパブリックコメントであるとか、広報であるとか、それからいろいろなところにガイドを、骨子案を配布するという方法をとりましたけれども、あくまでも周知をさせていただくというところが主目的なので、そのやり方は自治体ごとにそれぞれあると思います。品川区は介護保険の骨子案等につきましては、可能な範囲でしっかり周知をしてきたと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

やはりこのパブリックコメントが6件というのは、決して多い数字ではないと思うのです。介護保険というのはかなりいろいろ皆さん思うところもたくさんありますし、実際に介護保険を使われている方、介護されている方、本当に大変なご苦労をされてやっているの、区に対しての意見というのもたくさんあると思うのです。私はそういう意見も吸い上げるような、そういう姿勢というものをぜひ持っていただきたいと思いますので、改めて説明会は今後ぜひ持っていただきたいということで申し上げておきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○石田（ち）副委員長

先ほどの質問の中で、総合事業で給付費が抑えられたというところのお話が、説明しかなかったと思うのですけれども、どれくらい抑えられたのかというのは、先ほどの2割、3割の自己負担のところは決算を見ないと、ということだったのですが、総合事業のところはもうわかるところなのではないかなと思うのです。総合事業を進めることで給付費を抑えるというのが国の目的でもあったと思うので、そこはわからないのでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

給付費が抑えられたという、その記述の資料でございますが、こちら側でお伝えしたかった内容としては、総合事業に移行するときに、例えばデイサービス等々につきましても、自分で通える方は送迎が要らないであるとか、それから長時間も必要ない方が短時間でおさまったとかいうことで、利用者目線に立ったサービスを構築していった結果、過度なサービスが抑えられて必要なサービスに特化したということでの総合事業の、いわゆる給付費の抑止が働いたという趣旨の資料であったと認識しているところでございます。

○石田（ち）副委員長

ではそういう趣旨であれば、どれだけ抑えられたかというのはわかるということなのでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

利用者数であるとか、そういったものについてはあれですが、今幾ら金額が変わったかという、総合事業を実施したときとしないときとの比較、そこまでの数字というのは、申しわけありませんが、持ち合わせておりません。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○若林委員

(2)の所得指標の見直しの部分は、これは今回東日本大震災等に関連して、この租税特別措置法に規定される内容によってということで保険料が算定をされるということで、品川区民にとっての影響はどの

ように予想、押さえておられるかということをお聞きしたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

この特別控除による区内、区民の方への影響ということですが、これについてはなかなか実績が出てきた段階でないとわかりにくいのですけれども、対象となり得る数字ということで、2017年12月末現在の数字を出してみたのですが、被保険者数が8万2,000名を超える中で、そういった譲渡所得があり特別控除対象になろう方が53名という数字が直近では拾えたところで、これぐらいの人数の方が実際に対象者として出るという形でございます。

○若林委員

はい、ありがとうございます。

あと(1)のほうに戻るのでありますが、この保険料の条例改正ということで、この基準額等々が提示をされたわけですが、こういう保険料の決定の経緯というのは、去年11月に示された骨子案、あそこで一定の詳細などいいますか、概略を示されてご説明いただき、審議もしたわけですが、ああいう形をもって保険料の仕組み、決定の経緯というのは説明をしたという認識でいらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。この説明書と条例で、本当にこういう金額になりましたということを示す、ある意味ではだけのお話ですので、その辺はちょっとご説明いただきたいと思います。また、介護保険事業の制度推進委員会というものがありますけれども、あのようなところこの保険料決定についての関係、関連性というのは何かあるのかなのかということも確認をしておきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

保険料の算定に当たりましては、高齢者人口、それからサービス料等々の伸びを踏まえて、ある意味事務的に作業をずっと続けているというところで、また他の自治体の動向等も見ながらという作業になります。そういった中で、1つ年末の厚生委員会のときに骨子案ということでご案内をさせていただいて、今こういう状況でほぼ数字が固まってきているというご説明をさせていただいたところが、1点ではありますけれども、まさにあのタイミングが直近の最新の情報でのご報告という形で捉えております。あの数字から最後の細かな詰めは当然この後も、今もずっとやってきたところではあります、ご指摘のとおりそこが1つのご説明のポイントだと認識しているところでございます。

それからあと制度推進委員会につきましては、決定機関ではないので、意見聴取をするということでは、先般の厚生委員会の後、制度推進委員会をすぐに開催し、まず春先というか、夏前ぐらいに一度行っているのですけれども、そこで今年度こういったことが起きますよということのご報告をさせていただいた上で、厚生委員会の後、いただいたご意見等も踏まえて制度推進委員会のほうに改めて最終的な意見聴取を行ったということで、制度推進委員会のほうからは、学識経験者の方、それから地域の方も入っていらっしゃいますので、同じ内容のことをその後すぐにご説明をさせていただいたという、こういう関連性がございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（真）委員

もし聞き漏らしたら申しわけありません。他区の状況とか、他市町村、その辺の状況をちょっと確認だけさせていただきます。

○寺嶋高齢者福祉課長

他区の状況、とりわけ次期保険料についてというところだと思いますけれども、かなりの金額を下げ

るといった区の報道も一部報道等でありましたが、そちらの区を含めまして、これは口頭で、電話等の聞き取りというものもあるのですが、品川区は安いほうから、今の段階では3番目ぐらいということです。ちなみに第六期も安いほうから3番目だったのですが、上位区の入れ替わりは若干あるようですけども、結果的に今、最新情報では3番目におさまっているということでございます。それから軒並み6,000円を超える自治体はかなり出てきているという情報も聞いております。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

自民党・子ども未来は、賛成です。

○若林委員

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

反対です。総合事業も、事業者がすごく、本当に大変な状況であるにもかかわらず、介護報酬を引き下げたまま、また基金の取り崩しについては、毎回取り崩すと言いながら取り崩し額が圧倒的に本当に少ないというような状況なので、もっと取り崩して保険料をこれよりも引き下げることができると思います。本当に高齢者の皆さんも大変な中でやっていて、保険料の値上げに対してはこれ以上大変な実態というようなところがあると思いますので、反対です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第20号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

(3) 第21号議案 品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(4) 第22号議案 品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(3)第21号議案 品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、(4)第22号議案 品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件2議案につきましては、関連する内容のため一括して説明、質疑を行い、その後議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○寺嶋高齢者福祉課長

第21号議案、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例および第22号議案、品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例、この地域密着型のうち、第21号議案につきましては、要介護者を対象とする介護サービス、第22号議案は要支援者を対象とする介護予防サービスで、条例は2本に分かれておりますが、関連する内容でありまして、特に第22号議案につきましては、第21号議案の改正内容と全て重複しておりますので、一括のご説明とさせていただきます。

まず資料の1番、改正の理由でございます。厚生労働省令の改正に伴いまして、細かなそれぞれの取り扱いが変わったのですけれども、地域密着につきましては区の指定権限等がありまして、区で条例を持っている関係で条例の基準の見直しが必要となったものでございます。以下、概要につきまして、少し細かい内容になりますが、ご説明させていただきたいと思います。

まず変更点の1番目が(1)番、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらは定期訪問または利用者からのコールを受けて、訪問介護、訪問看護を実施するサービスのことでございまして、主に3点の改正になります。まず①番のコールを受けるオペレーターの基準でございます。オペレーターの資格要件としましては、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー等々のほかに、訪問介護サービス提供責任者、訪問介護サービス事業者のチーフのような方ですね。こちらの経験が3年以上というのが資格要件だったのですが、こちらのほうの経験年数が1年以上という形に緩和されたものでございます。それからICTの活用や電話転送機能等によって、サービス提供に支障がない範囲でオペレーターが訪問介護看護等を兼務することが可能となります。それから、これまで複数事業所のオペレーターを夜間帯において集約するということが認められておりましたが、改正によりまして全時間帯においての集約が可能となる、こういったオペレーターの改正が1点目でございます。それから②番で、介護・医療連携推進会議の開催頻度ですが、現行年4回開催しているものを年2回とすることに変更となりました。これは18人以下のデイサービスが地域密着型デイサービスに入ってきたのですけれども、こちらの開催回数、それから認知症対応型デイサービスの回数と同じ内容に回数を緩和するという内容でございます。それから③番目ですが、地域へのサービス提供の推進ということで、現在事業所と同一の建物内の利用者だけにサービスを提供している事業者について、今後は地域の利用者に対してもサービスを提供しなければならないということで、その建物内だけではなく、外部のほうにもきちんとサービスの提供をするということが明確化されたものでございます。

2つ目の改正点は(2)の夜間対応型訪問介護ですが、こちらは先ほどと同じでオペレーターの資格要件の見直しです。こちらの夜間対応は午後10時から翌朝の午前6時までの時間帯での定期訪問介護、もしくはコールを受けての訪問介護という事業ですけれども、オペレーターが先ほどと同様で、訪問介護

サービスの提供責任者等の経験が3年以上から1年以上という形で、緩和が行われたものでございます。

続きまして(3)番、地域密着型通所介護につきましては、新規の基準が1点、改正の基準が1点ということで、まず①が新規でございます。共生型地域密着型通所介護というものが新規で設定されました。障害福祉制度における生活介護、自立訓練の指定を受けた事業所につきましては、介護サービス事業者として共生型地域密着型通所介護という指定を受けることができるようになります。これによりまして、障害者の方が65歳以上になっても、同じ場所でサービスを受け続けることが可能となります。また、共生型を進めるといった観点から、児童発達支援または放課後等デイサービスの指定を受けた事業者につきましても、同じく共生型地域密着型通所介護の指定を受けることが可能となるものでございます。②は療養通所介護ですが、省令改正のポイントといたしましては、療養通所介護事業所につきましては、児童発達支援等を実施している事業所が多いということを踏まえまして、今後さらに地域共生社会の実現に向けて定員数を9人から18人まで拡大するといった内容でございますが、今現在品川区内に対象となる事業所はございません。参考までに23区内には2カ所あると聞いております。

続きまして(4)番でございます。認知症対応型通所介護でございます。こちらは第21号議案、それから介護予防の第22号議案に共通する内容となっております。ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特養ホームでございますが、共用型の認知症デイサービスという、同一施設内で認知症のデイサービスを行っている場合は、従来は1施設当たり3人までの利用定員とされてきましたが、改正後はまず1ユニット当たりというくくりができて、しかも利用者と合わせて12人まで1ユニット当たりで受けることができるというふうに枠を広げたものでございます。参考までに、品川区で該当する小規模特養ホームというのは杜松ホームのことでございますが、杜松ホームに関しまして行っている認知症のサービスはグループホームのみで、共用型の認知症デイサービスは現在行っておりませんので、現時点で該当する事業所は品川区にはありません。

それでは資料の裏面のほうに移らせていただきます。

(5)番でございます。認知症対応型共同生活介護、認知症のグループホームでございます。こちらも第21号、第22号に共通する改正点でございます。こちらは入所系、入居系の施設におきまして、身体拘束については、利用者の生命を守る等、緊急かつやむを得ない場合を除き禁止されておりますが、身体拘束等のさらなる適正化を図るために指針を整備する、それから研修を実施するといったものが義務づけられたものでございます。なお、未実施の場合は減算の対象となるということになってございます。

(6)番でございます。地域密着型特定施設入居者生活介護でございます。こちらは定員29人以下のケアハウス、有料老人ホーム等で、利用対象者は要介護者になりますので、第21号議案のみの改正点になります。1点目は先ほどと同様ですが、施設内における身体拘束の適正化を図るために指針の整備、研修の実施等を義務づけるものでございます。それから②ですが、療養病床、冒頭にも出ましたけれども、療養病床が介護医療院ではなく医療機関併設型の有料老人ホームに転換するといったことも、制度上は認められておりますが、こういった場合の特例の内容で、職員の兼務や浴室、食堂等といった設備の兼務も認めるといった内容になってございます。

続きまして、(7)番でございます。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定員29名以下の小規模特養の基準で、第21号議案のみの改正点になります。こちらは入所者の医療ニーズへの対応として、入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ配置医師による対応方針等を定めておくといったものを義務づけたものでございます。もう1点は、同様に身体拘束の適正化に関するものでございます。

続きまして、(8)でございます。看護小規模多機能型居宅介護の改正でございます。まず診療所からの事業参入を進めるといったことを目的に、現在は指定を受ける対象が法人に限定されておりますが、病床を有するもの、これは個人ということを目指しておりますけれども、ものも含むというふうに改正されて、宿泊室につきましては診療所の病床も兼用できるという内容になっております。それから②は、現在小規模多機能型において認められているサテライト型事業所、本体事業所と出先のサテライト事業所により範囲を広げてサービスを提供する場合に、管理者やケアマネジャーの兼務が認められておりますが、その基準をこの看護小規模多機能型居宅介護にも適用するといった内容でございます。

(9)、(10)につきましてはその他の文言整備で、まず、これも冒頭に出ましたけれども、介護医療院という新たな類型ができたことによって、条文の中に施設名が列挙されている箇所には、介護医療院を新たに加えなければならなくなりましたので、そういった文言修正が必要となったことによる改正で、その他につきましては項番号等のずれを修正するものでございます。

施行につきましては平成30年4月1日となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

この条例が本当に複雑で、理解するまでに本当に大変だったのですけれども、ちょっとまだ理解も正確かということもあるのですが、改めてさらにきちんと理解するためにも教えていただきたいところが何点かあります。

この中で私が一番大きいかなと思っているのが、(3)の共生型サービスのところなのですが、共生型サービスが今回、品川区としては地域密着のところを指定を区として受けるというようなことで、今回条例に出てきたというところだと思うのですが、それ以外のところは東京都のほうで条例が、多分出されているのではないかと思うのです。この共生型サービスで、どのようなサービスがどのように変わるのかということをもまず教えていただきたい。

それから品川が指定する(3)の①の新設というところで、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの4つのサービスが共生型サービスということでできる規定が入ったということなのですが、実際に生活介護、自立訓練、児童発達支援となると、品川では、どの施設がこの対象になっていくのかという点についてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず共生型、どういったものかということですが、まず考え方としましては、今現在障害福祉制度の生活介護等を受けている方が65歳になったときに、介護保険適用ということで高齢者のサービスのほうに移ってほしいと、こういうことをある意味避けるというか、なれた場所でそのままサービスを受け続けたいといったことに対応するために、介護保険が適用される事業者の指定をその事業所にとっていただくと、こういった内容でございます。したがって、急激な設備基準の強化とか、人員の強化ということではできませんので、考え方としては現行のまま指定の届けをしていただければ、事業者の指定が受けられるといった基準になっております。それで該当するのは、生活介護、それから自立訓練の2種類、それからあとは先ほども触れましたが、共生社会の実現として児童発達支援、それから放課後等デイサービス等を行っている事業者で、今度共生型という事業の指定をとることが可能になっていくという、こういった内容でございます。

○中山障害者福祉課長

そして実際にこの障害福祉サービスの生活介護、それから自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスのどのような施設が値しているのかというご質問でございますが、例えば生活介護であれば、区立の心身障害者福祉会館、それから西大井福祉園、入所のかがやき園の昼の部、ピッコロ、品川総合福祉センターのかもめ園、サンかもめ、福栄会の第一しいのき学園、南品川むつみ園、これら8カ所が、この生活介護に該当します。それから自立訓練になりますが、これは心身障害者福祉会館に自立訓練、機能訓練と生活訓練、1カ所ずつということになります。それから児童発達支援と放課後等デイサービスになりますが、児童発達支援、放課後等デイサービスとも、区立であれば品川児童学園がこれに該当します。そのほか民間の事業所も今は増えておりますので、合わせますと児童発達支援が12カ所、放課後等デイサービスが12カ所というような状況でございます。

○鈴木（ひ）委員

この共生型サービスというのが、いろいろ資料を見るとデイサービスと、それからホームヘルプサービスとショートステイ、そのところが指定を受ければ共生型サービスをできるということになってくるのかなと思ったのですが、そこのところで、今回区として、障害者の施設に65歳を過ぎた後も通い続けることができるようにというのが、生活介護と自立訓練だと思っておりますけれども、それだけではなくて、多分東京都のほうからすると、共生型サービスというのは介護施設のほうでも障害者を受け入れることができるようになりますよというようなことになるのかなと思うのです。そしてそのデイサービスとホームヘルプとショートステイなので、小規模多機能などもそこに、それらを複合したサービスとして入ってくるというようなものが共生型サービスなのかなと思うのですが、その辺のところの全体的な枠組みというあたりもお聞かせいただけたらと思います。

それと、生活介護や自立訓練は、65歳を過ぎてもその障害者の施設に通い続けることができるように共生型サービスの指定を受けるということなのですが、現在、生活介護、また自立訓練で65歳を過ぎた方というのはどうなっているのか、デイサービスに機械的に移るという状況になっているのか、それが移らなくても済むというようになるのか、その辺のところ。そしてまた共生型サービスの指定を受けるとなると、障害者の施設に通いながら65歳以上の方は介護保険のほうに介護報酬として請求をしていくという仕組みになるということなのではないかと思うのですが、その辺の仕組みについてもお聞かせいただきたいです。共生型サービスというのは、多分厚生委員会の中でも初めて出てくる概念なので、その辺のところも、ちょっと今の説明だと本当によくわからないと思うのです。その辺のもう少し新しい概念がわかるような形でのご説明も、あわせてお聞かせいただけたらと思います。

○中山障害者福祉課長

今回新しくできました共生型サービスというのは、両方の側面があります。先ほど高齢者福祉課長が話しましたとおり、障害者福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合、これが区の条例の地域密着のところに関係するので、今回条例の変更があるところです。もう一つは、介護サービス事業所がこの共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合です。

まず両方の側面からお話ししますと、介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合、報酬は障害のほうの報酬から支払われることとなります。この意味合いは、どうしても介護施設のほうが障害施設に比べると戸数は多いと思いますので、やはり障害者の方が身近な地域でサービスが受けられる、そういった側面が利点だと思っています。障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合、今度は介護報酬を受けることとなります。こちらは逆に65歳を境に介護保険優

先ということがありますが、なれ親しんだ、今まで通った施設に通い続けることができる、これが利点なのかなと考えています。

実際今、障害者施設に通われている方が65歳を過ぎてどうされているかというところになります。65歳を過ぎた方でも、介護の認定を受けて要介護度がつくわけでは必ずしもございませんので、その方の状況に応じて生活介護ですとか、あるいは就労継続支援B型に通い続けていただいているような現状がございます。ただし、就労継続支援A型だけは雇用契約を結ぶ関係があるので、65歳までということにさせていただいているのですが、ほかの通所のサービスについては、65歳を過ぎてもその方の状態像に応じて通い続けていただいている現状がございます。

○鈴木（ひ）委員

現在でも、65歳過ぎて通われているというのが現状だということなのではございますけれども、それが今度、共生型というのがとられることになると、65歳を過ぎたら介護認定を受けて、そこに通いながら介護保険のほうに請求するというようになっていくことになるわけですね。そうすると、例えば認定の問題、障害者の支援区分と介護認定の介護度のつけ方、評価の仕方というのは違うと思うのです。本当に介護度というのは認知症などをとることもありますけれども、身体機能についてできる、できないというところを見ていくところが多いと思いますし、障害のところでは障害の特性に応じた区分という支援がどれだけ必要なのかということからも来ると思うのですが、そういうところからすると、障害者の支援区分と介護認定の評価のポイントが違う中で認定を受けて、介護保険のほうに65歳を過ぎたら移行するとなったときに、障害者であれば毎日通えるものが、認定が軽くなってしまって毎日通うことができないとか、そういう状況が出ないのかと。そのように出た場合は、例えば1週間のうち2回は介護保険で、その残りの3回は障害者福祉でというような形で請求をして、そして今まで通い続けてきた週5回というものが担保されるというようなことになるのかというあたりの認定の問題について、1つ心配なのでお聞かせいただきたい。

それからあと障害者の自己負担というのは、住民税非課税であればもうほとんど負担なしという形になっていると思うのですが、それが介護保険になると非課税であっても1割負担が発生してくると思うのですが、その辺のところはどうなっていくのかという点についてもお聞かせいただきたいと思います。

それと、生活介護ですとか、自立訓練というのは何となく想像がつくのですが、児童発達支援とか、放課後等デイサービスが、この共生型サービスを受けたことでどう変わっていくのかというあたりが、いま一つ想像がつかないので、共生型サービスをこの2つが受けることで、サービスそのものがどう変わってくるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

委員ご指摘のとおり、介護の認定と障害の支援区分ははかる尺度が違うので、障害の支援区分が重い方が介護保険の認定を受けたときに必ずしも重く出るわけではないという現状もございます。それで、やはり障害のサービスというのはどちらかという日中活動、社会参加を主にした目的のものだと思います。高齢者のほうの介護保険サービスも、社会参加の1つには違いないと思うのですが、やはり介護を中心としたサービスということになってくると思うので、1つには65歳になったから必ずしも介護保険の認定を受けるということではなく、障害のある方の状態像をどのように把握するかということになってくるかと思えます。今、併用してデイサービスと障害の生活介護に通っていらっしゃる方は、実際にはいらっしゃるのではないかと思っているのですが、例えば生活介護も元気なうちは

週5日通っていらっしゃっても、だんだん高齢になるに従って、介護保険の適用にはならないけれども、やはり5日通うことがつらくなっていく方もいらっしゃいますし、そういう障害のある方に必要な外出の機会、日中活動の場の確保ということについては、ケアマネジメントの中でやっていることでございます。

それから自己負担が変わるということになります。これは介護保険の適用になれば1割負担になることは、この間もご説明をさせていただいておりました。ただ、今回この国の全体的な報酬改定の中では、高齢障害者が介護保険にスムーズに移行できるようになるためにということで、この1割負担についてもまだ政令が出ていないので、実際どのような形になるかはわからないのですけれども、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた方で、なおかつ一定程度の障害支援区分の方については、介護保険のほうの1割負担はしていただくのですが、その後、障害福祉サービスのほうから償還払いをするような案も出ております。ただ、まだこのところについて実際に政令が出ていないので、どのような内容になるかはこれから見ていく必要があると思っています。

あと児童発達支援と放課後等デイサービスが、この共生型サービスになったときのイメージということでございますが、やはり逆にどちらかというと富山方式のようなものをイメージするのがいいのかなと私は思っています。児童発達支援も放課後等デイサービスも、障害のあるお子さんの療育を目的とした施設ではありますが、その中に、例えば高齢の方も一緒にいることで、逆に刺激をし合うといいますか、そういったよさを引き出すようなことを、今回のこの共生型の目的の1つにもしているのかなと思っています。

○鈴木（ひ）委員

そうしますと、多分ホームヘルプなどだったら、65歳になったら介護保険優先ということで、介護保険のほうに移ると思うのです。だけれども、生活介護とか自立訓練のところに通っている方が、65歳になってそのところが共生型サービスをとったとしても、介護保険の認定を受けて介護保険のほうに必ず行かなくてはいけないということではなくて、その人に合わせて、65歳だろうが、70歳だろうが、この方は障害のほうがいいということであれば、共生型サービスをとっていてもそちらのほうには移行しないで、そのまま障害の支援費のほうで受けられるということで考えていいのかということをお聞かせいただきたい。

あと生活介護とデイサービスとでは、多分基準もそれぞれ違うと思うのですけれども、そういうものが共生型サービスをとることによって、基本的には今までの障害者の同じ基準のまま、平米数も人員配置もそのまま、共生型サービスをとることになるのでしょうか。そうすると、報酬そのものはデイサービスと共生型と、もともとの障害者の生活介護だったら生活介護、自立訓練だったら自立訓練というものがあると思うのですけれども、その辺のところの報酬としてはどのように変わっていくのかという点についてもお聞かせください。

○中山障害者福祉課長

65歳になったからといって、必ずしも移行するわけではないということは1つあるのですが、ただ自立訓練について言えば、有期限のサービスになっております。これは障害のある方でも有期限のサービスなので、この共生型サービスの指定を受けたからといって、ずっと長くいるイメージではないのかなと思っています。

それから報酬のところなのですが、基本的に報酬が何というのでしょうか、全く同じ体系にはなっていません。今私、障害福祉サービスのほうの報酬の改正を見ているのですが、例えば生活介護であれば、

その支援区分によって1日当たりの単位数が違うのですけれども、この共生型サービスというのは1型、2型という2種類しかないので、一概に比較がしにくいような状況にはなっています。ただ、例えば一番重い支援区分6の方が地域共生型に移られたときは、明らかに報酬単価は下がるような状況にはなっています。きっとこれは介護報酬のほうも同様かと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

障害者サービスのほうから共生型の介護保険適用の事業者の指定を受けた場合の報酬ですけれども、今示されている内容として、やはり設備基準が圧倒的に介護保険側のデイサービスのほうが厳しいというところを踏まえてだと思われませんが、約7%ほど報酬が低くなるだろうというふうに情報はとっているところがございます。

○鈴木（ひ）委員

本当にすごく複雑な仕組みで、なかなか難しいなと思いつつながら考えていたのですけれども、今回、生活介護と自立訓練、それから児童発達支援と放課後等デイサービスの4つの品川区が指定するサービスが共生型サービスということでの条例なのですが、実際問題、履行するに当たっての課題というのは何かあるのか。区として考えられる課題というものがあつたら、その点についてもお聞かせいただきたいと思つています。

あと1割負担の償還払いなのですけれども、一定の基準を満たすと、ということではあると思うのですが、要支援の、特に軽度の方はこの対象にもならないというふうにも聞いたのですけれども、その辺のところもわかつたら教えてください。

○中山障害者福祉課長

まず障害者福祉サービス事業所が共生型をとつたときの課題ということではございますが、今でも、例えば生活介護は高校を卒業した18歳の方から、実際には65歳を超えて通つていらっしゃる方もいらっしゃるもので、幅広い年齢層の方が日中活動ということでは通つてきていただいているような現状がござつています。当然体力の差ですとか、興味関心というところも違つていますので、利用者の方から見たときに、なれた職員、なれた場所ということではすごくいい一面があることも確かではあると思うのですが、ではそこ全体を日中活動の場としてどのように組み立てていくかということでは、かなり厳しい課題があるかなと思つています。

それで、まだ償還のほうの話については具体的なものが見えていないので、この一定程度以上の障害支援区分というところがどの程度かということでは、その要支援の方が対象になるかどうかというのは今後見えてくると思つております。

○鈴木（ひ）委員

もう本当にこの制度、すごく理解するまでに私難しくて、いろいろ見てみたのですけれども、社会保障審議会の障害者部会でもずっとこの件についても話し合いがされていて、その中でもいろいろな委員の方が、すごく心配というか、障害の方は一人ひとり個別性が高いではないですか。個別性も強いし、障害の種別もある。そういった意味では本当にもっともっと障害として専門性を高めていくということが求められているときに、高齢のほうに入るということの心配だったりとか、いろいろ出されて、すごくたくさんいろいろな方が委員にもなつていて、団体もたくさんの方が入つていて、精神のところでもすごく心配だとか、いろいろ書かれていたのです。そういうものがどうクリアされているのかということでもよく見えない部分があつたのですが、そういうところでは、実際問題品川区の施設として、この共生型ができたときに、介護保険のほうでも、それから障害のサービスの事業者でも、両方とも東京都

だったり、品川区だったり、指定する場所は違いますけれども、そういうものができるということになっていくわけですね。そのような中で、実際問題そういうところに移っていくところの検討だったり、可能性というか、そのようなところに対してはどう思われているかというあたりも、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず本改正議案の部分でいきますと、障害者のサービスの事業者が介護保険事業に入ってくるということにつきましては、今の段階では、まだ情報が出たばかりということもありますけれども、具体的なご相談等に関しては、受けた実績はないということです。ただ、今度指定地域密着型のほうは品川区が指定をするという権限がございますので、いかなるタイミングで相談にいらっしゃったときでもきちんと対応できるように、今私初めスタッフ、職員のほうは情報収集に努めて、そういった動きについても注視しているといった状況でございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（真）委員

私も今、細部まで聞いていた共生型の地域密着型通所、どのような状況になるのかということは気になっていたのでございますけれども、これからもその辺十分見ていっていただきたいと思います。

それから2(1)③の定期巡回のところを確認なのですが、資料を見ていると定期巡回の地域へのサービス提供のところ、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないと明確化すると。前のときは行うよう努めなければならないとなっていたところが変わってくるのですが、これ現状では、やはり今までもこの辺はサービスはされていたのかどうかという点が1点です。

それから裏面の(5)認知症対応型共同生活介護あたりから続けて出てくるのですが、「身体的拘束は」という部分です。適正化を図る観点から指針の整備と出てくるのですが、これはどのように捉えたらいいのかという点を教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず、地域へのサービスの提供が、今度「ねばならない」という形で書かれたということですが、これは区内の事業者につきましては、現在地域の方へのサービスを提供しているというふう聞いておまして、品川区に関してはこの改正によって何か大きな影響があるというふうには捉えておりません。全国的な話として、そうではない事業者もまだいるということでの改正であると捉えているところでございます。

それから身体拘束につきましては、それぞれ取り扱いについては、基本的にほとんどの入居施設において取り扱い方針を定めておりますけれども、その辺も全国統一で、やっていないところもあればということも含めてだと思っておりますが、きちんとした形でそういった指針を定めるということで、特にモデルが必ずこの形でというふうを示されたとは、今の段階では聞いていないのですが、今現在持っている指針、もう一度きちんと見直ししてはっきりと明示すると、こういった形での対応が改めて義務づけられたものと解釈しているところでございます。

○鈴木（真）委員

指針はどのように捉えたらいいですか。区としては直接何かチェックするというのではなくて、決まっているもの、でき上がっているものをつくれというだけでその内容に関してはタッチしていかないという感じなのですか。

○寺嶋高齢者福祉課長

実際には今あるものということなのですが、区としてのかかわりとしては、当然指定権限、それから調査の権限等がありますので、それぞれの施設で余りにも差がついているということは望ましいと思っておりますから、この指定事業者の指導等の際には、その辺はきちんと把握して取り扱いについてはそれぞれに余り差が出ないように、きちんと対応できているかどうかの確認は今後していきたいと考えております。

○石田（秀）委員長

いいですか。ほかに。

○若林委員

定期巡回の(1)のところは、いわゆる規制緩和がされて、なかなかこの事業所が増えないというところが非常に大きな、品川区においても悩みだと思うので、この規制緩和は非常に歓迎するところだと思います。そこで、こういう規制緩和もあった上で、今後のこの定期巡回・随時対応型訪問介護看護について区内の動向をどのように見通されているか、期待されているか、また誘導していくかという考え方をお聞きしたいと思います。

それからもう一つは(3)の地域密着、共生型のほうで、まさにようやく国としての仕組みが今回形づくられて、もともと品川区はこの共生型というものは小さな単位、小さな自治体においては有効かもしれないけれども、大きな自治体だとなかなか、理想ではあるけれども難しいというご答弁が過去にあったのですが、国のほうでこういう仕組みができたので、品川区でもこれから本格的に取り組んでいただきたいということを期待いたします。その上で、今度条文の意味、条例ですのでちょっと聞いておきたいと思います。第59条の20の2の一番下、ページでいうと6ページのほうです。(1)の最後の部分、「利用者の数を指定生活介護等の利用者および共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること」というのは何なのかということをお聞きしたい。それから(2)の、「利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること」というのは、どういう規定なのか、どういうことを意味しているのか、内容を確認させていただきます。

あわせて共生型については、冒頭考え方は期待するというお話はしましたけれども、今後、いわゆる今あるこの4つのタイプの、子どもも含めたところが、この共生型の認定を受けるか受けないかという段階ですが、いわゆるこの共生型サービスを目指して当然、新たな事業所が入っていききたい、整備したいと既にご相談もいただいています。そういうところもあるということで、今後品川区としてはいろいろな課、所管にまたがる、まさに共生型という中で、これにしっかり対応する、制度的に対応するお話は先ほど高齢者福祉課長から情報収集も含めて対応していきますということでしたが、いわゆるそういう事業所への指導とかアドバイス、また本当に許認可を持っている今回の自治体として、今後そういういろいろな所管にまたがって、また加えて新しいこの共生型というサービスを区としてどのように準備を進めていくのかという方向性、考え方をお聞きしておきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず、1番目のご質問の定期巡回の部分、規制緩和ということなのですが、こちらは現在1社が対応しているといった形にはなっているのですが、特にこの(1)番の定期巡回には訪問看護という機能も備わっておりまして、今後やはり在宅療養の必要性が高まるといったことから、このあたりの事業者、事業が増えていくということは、今後の区の福祉施策にとって大変力強いと考えておりますので、こういっ

た事業者があらわれてくれるかどうか、また何か誘導できるようなことがあるかどうかということは、引き続き検討課題だと認識しているところでございます。

それから地域密着につきましては、品川区の場合もともと区内の居宅介護支援事業所を含めた事業者との連携は、非常に他の自治体に比べると密になっておりますので、地域密着という小規模ではありますけれども、大きな取り扱いが変わったというよりは、従来どおり運用できていると、そのように全体的には考えているところでございます。

それから先ほどの条文なのですが、これ、要するに新しい、今あるそれぞれの事業所、例えば放課後等デイサービスであるとか、そういったものに新たな共生型が入ってくるので、一言で言えばそれぞれ必要な人数に対する職員配置がきちんと満たされているという解釈になります。それから、あと技術的条件というものも同じように、今までの単一の種類のサービスではなく、障害と高齢といった形でありますので、それぞれきちんとした形で専門性を持った技術や指導等が事業者に対してできるといったようなことで、条文化されていると認識しているところでございます。

○中山障害者福祉課長

そして共生型ということで、児童福祉法のサービス、それから介護保険、障害者福祉サービスと、いろいろな状況の事業者がまとまって地域共生型ということになると思っております。そういう中での指導ですとか、連携のあり方というのは、これからもう1度つくっていかねばいけないところだとは思っているのですが、それぞれ所管がございまして、まずは所管の連携を密にして、そのような事業所が立ち上がったときに一緒に育てていくような視点で入れればと考えております。

今後の動向ということですが、多分今現在の障害者福祉施設がこの共生型をとるということはないかなとは感じているのですが、新しい事業者が出てくる可能性はもちろん否定するものではありません。考え方として、やはり地域の中で、より小さなエリアの中でいろいろな方が一緒に暮らしていくというのが、この共生型の目指すところだとは思っています。ただそういった中で、障害者福祉団体側からすると、ではその専門性の確保はどうなのかというような心配の声が上がっているのも事実でありますので、いかに専門性の確保をしながら、そうした共生型のよさを出していけるか、ここについてはこれからの課題ということで、事業所ができたときには一緒に考えていければと思っております。

○石田（秀）委員長

いいですか。ほかに。

○浅野委員

私のほうからは2点ほどお伺いできればと思いますが、1つは(5)認知症対応型共同生活介護というところですが、身体的拘束についての項目が出ていたのですが、保護するための緊急的なものであって、そうでない場合を除いて禁止をされているというふうに出ています。こちらの身体拘束、どのような状況になったときに適切な形で拘束できるようにして、本人の苦しみというのはなるべく避けていかなければならないと思うのですが、このような研修、これは「機会の確保等を定める」とありますけれども、今まで研修等は行われていなかったのか、それともこれから行われるものなのか、教えていただきたいと思っております。(6)地域密着型のほう等にも、身体拘束と出ておりますけれども、やはり患者、またそういう認知症の方、苦しみが少ないようなやり方というものを研修されていると思っておりますが、どのような体制で臨まれているのか教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長

身体拘束につきましては、これはもうかなり、介護保険が始まってすぐ、もしくはもっと前ぐらいか

らですけれども、まず身体拘束の考え方というものがどんどん変わってきているというか、今までこれは身体拘束に当たらないだろうといったようなもの、例えばベッドの柵にしても、当初は特に問題なかったものが、あれだと出られない、これも1つの拘束ですね、というようなものがどんどん出てきているということで、その方の尊厳というか、生活の便利さを奪わないということがそもそも根底にあります。ただ、そうはいつでも、事故の危険が伴ってはならないので、緊急とか、生命を守るというところにその辺があるのですけれども、解釈は非常に難しいと思います。どういったものがやむを得なくて、どういったものがやってはいけないといったあたりにつきましては、代々そういったいろいろな専門の方のお話を聞いたりという意味で、身体拘束の研修自体も定期的ではないのですが、過去にも繰り返されてきているというところは認識しているところでございます。今回改めてこの全体の改正の中で、入居系、入所系、そこが生活の拠点となる方につきましては、日常生活の中で不必要な身体拘束は決してあってはいけないということが改めて明文化されたということで、研修を改めて徹底していこうということになっております。この辺につきましては、事業者の問題とはいっても、例えば介護福祉専門学校もあります。カレッジもありますので、改めて区のほうもどういった形で、何か寄与できるものがあるかということについて、前向きにというか、積極的に検討していく必要があるかと考えているところでございます。施設のほうにつきましては、そういった研修については積極的に機会を設けて、今後も受けていただくというように進めていきたいと思っております。

○浅野委員

ありがとうございました。私も親が施設に入ったりして、実際に行ってみると、これでいいのかなと思うケースが結構あったので、本人はそんなに気にはなっていないかもしれないけれども、実際痛みですとか、そういうようなものがあるのではないかなというケースもあったので、非常に気になっているところです。ぜひとも、拘束と言われると非常に縛られるというイメージが強いと思うのですが、その入院されている方、またベッドに横たわっている方の身体的な、自立というのでしょうか、負担がないような形をこれからも模索をしながら、これからサービスに努めていただければと思います。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。それでは質疑を終了いたします。

採決は議案ごとに行いますので、よろしく願いをいたします。

採決に入ります前に、第21号議案、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例と、第22号議案、品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例に対する、各会派のそれぞれの態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

自民党・子ども未来、第21号議案、第22号議案、ともに賛成です。

○若林委員

第21号議案、第22号議案ともに賛成です。

○鈴木（ひ）委員

第21号、第22号、ともに反対です。そもそも今年の5月にこの法案が通ったわけですが、このときに介護保険法も含めて31本が、衆議院では4日間、参議院で3日間という本当に短い期間で

通ったということが出てきているのが今回の共生型サービスだと思うのです。その中でも特に共生型サービスについては、ほとんど深い議論が行われないうまま通ったというのが国会での経過だったと思います。障害のある人や高齢者の支援の交流とか、連携とかというものはあるべきだと思うのですけれども、先ほどから出ていますように、障害の個別性に対する専門性というのは本当に大事だし、それを充実させることが必要だと思います。この論点も、さまざまな心配事が解消されるというところまでいっていないのではないかと思いますし、障害者自立支援法の国との和解の基本合意からしても、応益負担の廃止というようなことを約束したわけですから、利用料ゼロがなし崩し的になくされていくという一歩にもなっていくのではないかなと思っていますので、今回のこの条例に対しては、2本とも反対ということをお願いします。

○大倉委員

第21号議案、第22号議案ともに賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第21号議案、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第22号議案、品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議の運営上暫時休憩いたします。

○午後0時05分休憩

○午後1時05分再開

○石田（秀）委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案がまだ残っておりますので、効率的な運営にご協力をよろしく願います。

(5) 第23号議案 品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正

する条例

○石田（秀）委員長

次に、(5)第23号議案 品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○寺嶋高齢者福祉課長

それでは、第23号議案、品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料をご覧ください。

1番、改正の理由ですが、こちらも同様に厚生労働省令の改正に伴い、区に指定権限、指導権限等がある事業につきまして、区条例の基準を見直すものでございます。本条例につきましては、主に運用面の改正となっております。

それでは2番の改正の内容でございます。(1)医療と介護の連携の強化ということで、①番、入院時における医療機関との連携促進を図るものでございます。まず、入院時には病院または診療所に対し、担当ケアマネジャーの氏名および連絡先を伝えるよう利用者に求めるという内容が改正されたものでございます。それから②番、平時からの医療機関との連携促進につきましては、介護予防サービス事業者は利用者の同意のもとに服薬状況や口腔機能等の状態に関する情報を主治医に伝達すること、および意見書を作成する主治医に対しては、ケアプランを交付することを義務づけるものでございます。

(2)番といたしましては、公正中立なケアマネジメントの確保ということで、利用者はケアプランに位置づけられた介護予防サービスを利用する際に、ケアマネジャーに対して複数のサービス事業所の紹介を求めることができるということが、新たに明文化されたものでございます。

(3)番でございます。障害者福祉制度の相談支援専門員との密接な連携ということで、従来の基準では介護予防支援事業者が事業を行う際の連携機関として、関係区市町村、地域包括支援センター、介護保険施設等が挙げられておりましたが、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用するケースも増加しているということをかんがみまして、障害福祉制度の相談支援専門員を連携の相手として新たに加えられたものでございます。

(4)番、その他は文言整備、項番号のずれ等を整備したものでございます。

施行期日は平成30年4月1日、以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

まず初めに、指定介護予防支援等となっているのですけれども、ここの指定介護予防支援等というところは具体的にどういう事業者なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、いろいろこれから義務づけというようなものが出てきているのですけれども、情報伝達を義務づけるとか、ケアプランの交付を義務づけるとか、そのようないろいろ義務づけが入ることによって、介護報酬として評価されるという部分というものがあるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず、こちらの指定介護予防支援等というのは、いわゆる居宅介護支援の予防に関する部分ということで、居宅介護支援事業者の予防部分、いわゆる要支援等に関するケアマネジメントを行う事業所が対象となっております。

それから報酬ですが、今回のものにつきましては、基本的には取り扱い、実際に人員配置、設備基準等ではなく、取り扱いのものがメインになっておりますので、報酬等に関して大きな改定があるというふうにはなっておりません。

○鈴木（ひ）委員

居宅介護支援事業所の予防をやるところということだと、具体的なところでは在宅介護支援センターのほかにも、民間の居宅介護支援事業所でも予防介護、予防のケアプランをつくっているということになっていくのか、もしもそういうことであれば、予防のケアプランをつくっている民間のところというのは何カ所ぐらいあるのか、その点についてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず区内の20の在宅介護支援センターにつきましては、予防のケアプランもつくっております。あとは20の在宅介護支援センター以外に、民間の居宅介護支援事業者はありますけれども、いわゆる介護予防については地域包括支援センターの機能ということなので、予防のプランをつくっているのは20の在宅介護支援センターということになります。

○鈴木（ひ）委員

この品川区の指定介護予防支援等の、もともとの条例を見たのですけれども、第2章の「人員に関する基準」というところで、「従事者の員数」というところがあるのですが、そこに「指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない」と書いてあるのですけれども、これはこの指定介護予防支援事業者も1以上の保健師を置かなければならないという規定ということで読んでいいのでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

指定を受けた予防の居宅介護支援、いわゆる地域包括支援センターにつきましては、ご指摘のとおり置かなければいけない。品川区に関しましては、指定自体は1カ所、品川区が指定を受けているということなので、この規定はそういった形になります。先ほど申し上げた20の在宅介護支援センターは、機能を地域に分担しているということなので、品川区内の指定事業者は1ということになります。

○鈴木（ひ）委員

では、この第4条の指定介護予防支援事業者というのは、品川区の地域包括支援センターということで捉えていいのかということの確認をお願いしたいのと、それからあと(3)の障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携というのは、「ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、事業者間での連携に努める必要がある旨を明確にする」ということなのですけれども、これは具体的にどのようになっていくのか、またどういう意味でこのようなことが入ってきたのかについてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長

品川区内の地域包括の事業所としては1カ所ということで、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

それから(3)の障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携というのが今回明文化されたということ

は、従来までは、先ほど申し上げたとおり連携先として医療機関や介護事業者等が条文上列挙されていたのですが、今般65歳以上の障害者の方が介護保険のサービスを利用するという点について、先ほどの共生型等もありますけれども、そういった強化がありましたので、障害のサービスを利用しながら高齢のサービスを利用する方、障害のサービスを利用していた方が高齢のサービスに変わる方等々につきまして、その方の状況をしっかり把握するという意味で障害と高齢のそれぞれの担当者が連携を持って、その方のケアマネジメントに当たるということを明文化されたものでございます。

○鈴木（ひ）委員

こうやって地域包括で高齢者のケアプランも障害者のケアプランも一緒につくっていくという意味合いというの、ここにはあるのでしょうか。そういうような方向も、多分いろいろなところで言われていると思うのですが、この中には、その意味合いでこのように出されているのか、その点についてお聞かせください。

○中山障害者福祉課長

障害の方が高齢となって介護保険の適用になったときに、スムーズな移行、今まで使っていた障害のサービスとこれからの介護を基本とした介護保険のサービスの連携というのはこれまでも言われてきたところではあります。ただ、やはりなかなか双方の法の理解がないと、例えば介護保険のケアマネジャーは障害のサービスがわからない、障害のほうも介護保険のサービスがわからないということになってしまいますと、その連携がうまくいかないためにサービスの調整であったり、あるいは障害固有のものはそのまま使えるにもかかわらず、利用者への上手な説明ができなかったりということも考えられると思います。それで、ここでは改めて高齢者、介護保険、それから障害福祉サービスのケアマネジャーが連携することで、その人をしっかりと支えていくという視点が明文化されたということになっています。

障害のサービス利用者が介護保険サービスに移行した場合に、障害者のケアプランをつくっていた方が、介護のケアプランをつくるのに協力をしなければいけないわけですが、そのときに今まで報酬がどこからも出ないような状況でありました。今回、障害福祉サービスのほうでは、そういう居宅サービス計画の作成に協力した場合に加算がつくような形にもなっております。そういう形で、より両者のケアマネジャーが連携することで、ご本人支援がうまくスムーズに移行できるようにということで、このたびこのような条例の改正があったところでございます。

○鈴木（ひ）委員

地域包括でケアプランをつくるときに、高齢者、介護保険のほうでもすごい複雑な仕組みですが、それに加えて障害者のほうのケアプランもつくるとなると、障害者の仕組みそのものもまた複雑で、両方というのはすごい大変だという意見はお聞きしているところなのですが、このところはとりあえずそういう地域包括でケアプランも全部受け入れますよということではなくて、連携をしていくということで捉えていいのかということだけお願いします。

○寺嶋高齢者福祉課長

あくまでも地域包括でつくのは介護保険上の予防のケアプランということになっております。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○石田（ち）副委員長

今の質問のところの指定介護予防支援等というところは、居宅の介護予防支援事業所、要は在宅介護支援センターということで、それでこの指定を受けているのは品川区の庁舎内の地域包括支援センター

だとおっしゃったのですけれども、そうすると在宅介護支援センターはこの指定を受けていないということなのですか。そこをちょっとお願いします。

○寺嶋高齢者福祉課長

地域包括支援センターの指定を受けているのは、まず品川区が1カ所ということで、従来基幹型、統括型の在宅介護支援センターと、それからあと20の在宅介護支援センターということで1つの連携を持ってやっていたのですけれども、指定が1カ所で、先ほど申し上げたように機能を各在宅介護支援センターに分散していて、全体で1つの人員配置等も含めて、指定になっているという考え方でございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですね。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは自民党・子ども未来。

○鈴木（真）委員

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第23号議案、品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(6) 第24号議案 品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例

○石田（秀）委員長

次に、(6)第24号議案 品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○寺嶋高齢者福祉課長

それでは、第24号議案、品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例

についてご説明いたします。

まず資料の1番、制定の趣旨でございます。介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業に関する指定権限が都道府県から区市町村に移管されることに伴い、これまで都道府県条例により定められていた基準については、区市町村で定められることとなりました。ご案内のとおりですが、指定居宅介護支援事業とは、在宅の要介護者についてのケアマネジメント業務で、ケアプランの作成、サービス事業者との連携調整が主な内容で、いわゆるケアマネジャーの事業所のことを指しております。基準につきましては厚生労働省令により示されておりまして、従来の都道府県条例と同様、本条例も省令と同内容となっているため、具体的な取り扱いについて従来からの変更は特にございません。

介護保険法の抜粋を参考として掲載させていただきました。新旧の比較では、まず参考という表を見ていただきたいのですが、下線のところ、旧基準で「都道府県の条例」となっているところが「市町村の条例」というふうに改められているのがおわかりいただけるかと思えます。

それでは裏面に移らせていただきます。

2番、条例の概要でございます。まず下に表をつくりましたけれども、第1章はまず総則で、条例の趣旨、定義、基本方針等が定められております。第2章は人員に関する基準で、例えば利用者35人に対して1人の常勤介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーと、管理者として1人の主任ケアマネジャーを置くことなどが定められているものでございます。第3章が運営に関する基準で、第6条から第31条になりますが、こちらは利用者に対する説明と同意、利用料の受領、運営規程の作成等、運営に関する基本的事項が定められているものでございます。その次の第4章は、基準該当居宅介護支援に関する基準で、こちらは第32条のみですが、これは島嶼や僻地などにおいて、居宅介護支援事業所がないといった地域のことを想定した内容になっておりまして、品川区におきましては直接の該当はありませんが、省令の基準どおり、こちらも条例化しているものでございます。それから第5章、雑則ですが、これは介護保険法ではなく施行規則に定められている内容でありまして、事業者の要件が個人ではなく法人であるということを決めたもので、こちらも第5章、雑則として条例化するものでございます。

付則といたしましては、居宅介護サービス計画の届け出に関する一部規定、それから管理者要件の経過措置等を設けたものでございます。

施行期日は平成30年4月1日ですが、第15条第20号の一定回数以上の訪問介護に係る居宅サービス計画の区への提出に関する規定は、同年10月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

これは品川区が指定することになるということで、今まで都がやっていたものが横引きされてきたというものだと思うのですが、改めて先ほどの第2章の人員に関する基準というところで、1人のケアマネジャーが何人くらいのケアプランをつくっているのかというところで、もう1回基準を教えてくださいたいのと、それから在宅介護支援センターで今多分75%ぐらい作成していると思うのですが、在宅介護支援センターでの1人当たりの持ち件数というのが何件ぐらいなのかということだけ教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長

先ほどの、まず基準の部分です。こちらは基準上、35人について、まず1人の常勤が必要です。2

人目以上は非常勤等々あり得ますけれども、1人の常勤、それから主任ケアマネジャーということが記載されておりますので、1人の持ち分が35人分ということになりまして、それを超えた場合は減算の対象等になっております。品川区の在宅介護支援センターも同基準に応じてやっているところでございます。

○石田（秀）委員長

けれども、実際は何件ですかという質問ですが。

○寺嶋高齢者福祉課長

実際にも1人当たり35件という件数で、行っているところです。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは自民党・子ども未来。

○鈴木（真）委員

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第24号議案、品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(7) 第25号議案 品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(7)第25号議案 品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○松山高齢者地域支援課長

それでは私から、第25号議案、品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、1の改正理由でございます。これまで区内に住所を有する60歳以上の高齢者の方に対して、健康の維持増進、生きがいを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、高齢者多世代交流支援施設を設置してまいりました。今回新たに高齢者の介護予防、生きがいをづくり、ならびに在宅子育て世帯の支援を推進するため、旧平塚シルバーセンター跡地に品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設（平塚ゆうゆうプラザ）を設置するものでございます。

2の改正内容でございますが、施設の名称は品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設、施設の所在地ですが、品川区平塚二丁目10番20号でございます。

施設の構成でございますが、おめくりいただきまして新旧対照表の一番後ろのA3資料の平面図をご覧ください。

1階、2階と平面図が載っておりますが、1階はレクリエーション室が2室とコミュニティ室を、そして2階部分になりますけれども、在宅子育て世帯を支援するオアシスルーム、ポップンルーム事業を行う2階部分をふれあい交流室として用意しております。

恐れ入りますが、新旧対照表の5ページをご覧ください。

施設の名称、所在地などを別表第1に定めることとなっております。こちらに赤字で示させていただきますとおり、品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設の名称、所在地、施設（部屋の名称）それから使用時間について追加してございます。また、貸し出し施設等の文言が入り組んでおり、わかりにくかったため、文言を整理してございます。

初めにお戻りいただきまして、施行期日でございますが、平成31年3月1日でございます。現在建設工事を進めており、工事竣工の予定は平成31年の1月末、2月に開設準備を行いまして、3月1日に開設予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

この平塚の平塚ゆうゆうプラザについては、ちょうど1年前ぐらいにもご報告いただいたと思うのですが、来年の3月から開設ということで、そうするとこの運営などがどこに委託をすることになるのかとか、わかっていたら教えていただきたいのと、ここでもまた総合事業は、予防ミニデイのようなところはやっていくということになるのか、そこも含めてどこに委託をしていくのかということと、それからあと昨年、多分近隣の方の説明会というものがあると思うのですが、説明会で出された意見というのがありましたらお聞かせください。

それからこれの図面を見ると、屋上のところに太陽光パネル6キロワットとあるのですが、これは蓄電池もあるということで、停電時にいろいろ使えるというのはとてもいいなと思ったのですが、このように太陽光パネルと蓄電池をセットで設置するというのは初めてだったのでしょうか。また、今後区の施設にもこういう方向のものが考えられているのかも、課長のほうがいらっしゃるのですが、もしおわかりになればお聞かせいただけたらお願いします。

○石田（秀）委員長

わかれば。

○松山高齢者地域支援課長

1つ目の委員お尋ねの施設の運営につきましてでございますが、こちらのほうの施設につきましては、

来年度公募の上指定管理の方向で考えてございます。

それから2件目の総合事業の関係でございますが、介護予防事業もこちらのほうでは実施したいと考えていますけれども、総合事業につきましてはそこまでまだ詳細に決めているものではございませんので、公募の中でいいご提案があればと思っております。

それから3点目ですけれども、工事説明会等で近隣の方へのご説明をした際に、ご意見などがあつたかどうかということでございますが、皆様、高齢者の方が集える施設があるということで、非常に喜んでおりました。特定の何か設備などがなくても、お茶が飲めて集まれる場所が非常に皆様には必要だと感じられたようです。そのほかのご意見等はございませんでした。

それから4点目、蓄電池と太陽光パネルの関係でございますけれども、小さなところでは大井三丁目のゆうゆうプラザが蓄電池と太陽光パネルということで設置してございます。ただ、停電時につきましては、本当に小さな非常用の部分のみ使えるような電力だと聞いております。今後区ではということなのですが、所管と相談しながら、こちらのほうはやはり関係所管のほうがつけてほしいということでしたので、私どもの当課の施設でも協力をしてこのような構造になったという経過がございます。

○鈴木（ひ）委員

ゆうゆうプラザは、これで4カ所目ですよ。今までのゆうゆうプラザというのは、委託ではなかったですか。指定管理者だったのでしょうか。今までの委託だったのか、指定管理者だったのか、そこを教えてください。

○松山高齢者地域支援課長

これまで指定管理者で運営しているところは、平塚橋のゆうゆうプラザで三徳会が指定管理者です。そのほかのところは委託になっております。

○鈴木（ひ）委員

平塚橋は特別養護老人ホームなどが一緒に、成幸ホームですよ。だからそういうようなところは指定管理者というのはあるかなと思ったのですけれども、でも今までのほかのところは、大崎にしても、大井にしても、委託というところで、今回指定管理者で公募する、私はこのやり方のほうがいいのではないかと思いますけれども、そのように指定管理者で公募するという方針に変えたのはなぜかということと、それからこれからも多分シルバーセンターなどをどんどんゆうゆうプラザに変えていくという方針がありますよね。そのようなところも指定管理者でやっていくという考えなのか、その点についても聞かせてください。

○松山高齢者地域支援課長

委員ご指摘のとおり、平塚橋につきましては特別養護老人ホームとゆうゆうプラザという複合施設でございます。こちらのほうも1階部分と2階部分ということで、複合施設になっておりますので、多機能であるということで、指定管理が適切だろうと判断いたしました。

今後シルバーセンターが老朽化で改築、建て替えなどをする際にはゆうゆうプラザへの転換を図っていくのですが、その際の施設運営につきましても、どういった機能をゆうゆうプラザに持たせるかという時点で、指定管理者にするか、委託にするかという方法については最適な方法を考えていきたいと思っております。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

○若林委員

何点か。まず、2方向避難が1階部分で見てとれると思うのですが、ここはたしか民地に出るようなところなので、近隣の方とのご理解、ご協力はどのような話し合いになっているのかということも1つ。

それから、この多世代交流ということで、基本的に1階が高齢者の施設、2階が子育て、保育施設ということで分かれていると。動線についても、高齢者と保育の施設が、別々にされているということで、多世代交流とこういうしつらえの考え方というのですか、合理性というのか、整合性というのか、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから屋上緑化があります。比較的住宅街といえば住宅街で、屋上に上ると隣の家の中が見えるぐらいの、多分そういうところだと思うのですが、高齢者にしても、子育てにしても、これから指定管理ということで今お話がありました、近くには公園もありますけれども、この屋上緑化を、何か活用するというお考えはあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

あと最後に、もともとここはシルバーセンターがあつて、一定利用されていた箇所だと思います。ただ、非常に住宅地の奥まったところにあるということから、これまでの感覚でいうと利用者もそれなりに限定的なエリアになるのかなと思いますので、多世代交流とか今後の指定管理による事業の膨らませ方というところの、そういう意味では立地条件から見た、この平塚高齢者多世代交流支援施設の考え方というのを、ちょっと多くなりましたけれども、お願いします。

○松山高齢者地域支援課長

1点目の避難路でございますが、委員ご指摘のとおり2カ所ということで、入り口のほうと、あと別に東側のほうのコミュニティ室の上のほうに点線の扉があるのですけれども、こちらに旧シルバーセンターの門扉がありまして、道路につながっているところでございます。以前から避難路としていたところを、そのまま今後も避難路として確保するものでございます。近隣のほうにはご理解いただけるよう、直接お伺いをして説明してございます。

それから2点目の多世代交流の部分ですけれども、構造上、こちら狭い敷地の中での複合施設ということなので、入り口をどうしても別々にせざるを得なかったのです。ただし1階部分については高齢者のみということではなくて、子どもたちも、子育て世代も一緒に交流ができる場所として、2階部分のポップルーム事業を行う部分につきましては、高齢者の方で、例えば手遊びですとか、読み聞かせ等の団体もございますので、在宅子育て支援世帯が集まるときと一緒に、その高齢者団体とのコラボレーションといったような交流の方法もあろうかと思っております。

それから3点目の屋上緑化の活用でございますが、こちらのほうは人が上がって作業するような形にはなっておりません。ほとんど2階建ての建物でありますので、近隣に配慮しまして通常上がれるのは2階までとなっております。ただ、それ以上に何か、屋上緑化につきまして活用ができるかどうかは、指定管理の中で期待したいと思っております。

それから4点目ですけれども、小規模であり、限定的な地域の方がご利用されるのではないかとということで、立地条件から見まして、本当に委員ご指摘のとおり、住宅街の中にあるのですが、このあたりの方々も、かなりおひとり暮らしの高齢者の方が多いというふう聞いております。そういった意味では高齢者がやはり集って、ちょっとお茶が飲める場所としては、非常に有効に活用できるだろうと考えております。また、周りにも赤ちゃんの泣き声などがしておりましたので、子育て世代、あるいは近くに家庭あんしんセンターですとか、京陽公園がありまして、お子さまたちが遊んでいる場所としても地域に親しまれておりますので、この立地条件からいいますと、本当に家庭的な雰囲気を残した子育てと高齢者の集う場、憩いの場にしていきたいと考えております。

○石田（秀）委員長

ほかによろしいですか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○鈴木（真）委員

賛成します。

○若林委員

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第25号議案、品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(8) 第26号議案 品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(8)第26号議案 品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○松山高齢者地域支援課長

それでは私から、第26号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

まず1の改正理由でございますが、品川区立高齢者住宅条例に規定する借上型の高齢者住宅、戸数は11戸、二葉一丁目でございますカガミハイツの所有者との賃貸借契約が平成30年5月31日で終了し、6月1日付で締結予定であることに伴いまして、賃貸借料と連動する使用料の額を改めるものでございます。

2の改正内容でございますが、高齢者住宅借上型の条例上の使用料につきましては、建物の所有者との賃貸借契約の月額を提供戸数で割り返した額によって決定をしております。今回賃貸借料の引き下げを行い、契約する予定であるため、使用料を現行の6万7,000円から改正後6万4,000円に引き下げるものでございます。これに伴いまして、別紙の新旧対照表の別表第2がございまして、こちらのカガミハイツの使用料を変更するものでございます。

なお、施行期日は平成30年6月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

この賃貸借契約なのですが、30年の契約が終わったということでしたか。何年契約だったのかと、今回新たな契約というものが何年の契約になるかということをお聞かせください。

それと、今回3,000円下がるということになるわけですが、この利用料というのは減免がついて、住民税非課税だと多くの方が2万5,000円とか、3万円とかという形になります。そのところというのは区が決めるわけですよね。そういう点では、一番最低の非課税の方の利用料に半分くらい回すという考え方になってもらえないかという思いがするのですが、そのようなことは、区がその思いになればできるのかどうか。すごい高齢者は年金も下がって、どんどん負担が増えていく、介護保険料も後期高齢者医療保険料も国保料も上がるというところでは、負担が本当に大変な状況になっているので、少しでもという思いがあるのです。そのところは区がそういうように決めればできることなのか、そしてそれであればぜひやっていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山高齢者地域支援課長

これまでのカガミハイツの契約期間は10年でございます。今後、新たに結ぶ締結はまた引き続き10年ということで考えております。

それから、今回の賃貸借料の引き下げというのは、当該建物の経年劣化と希望家賃ということと比較して、建物の所有者にご提案申し上げて、事前に協議をさせていただいているものでございます。また、実際に高齢者住宅に入っていられる方は、前年の所得に応じて減額をしているということで、ほとんど一番低い形の使用料となっておりますので、今回は所有者に対しての引き下げということで考えております。

また、こちらの高齢者住宅は、東京都のシルバーピアに準じてつくっているものでございます。

○鈴木（ひ）委員

高齢者住宅はシルバーピアというのはわかるのですが、その住民税非課税の方の減免されたときの部屋代というのは、区として決めることができるのかということをお教えいただきたいです。そのようなことでできるのであれば、本当に高齢者の大変な状況というのがあると思うので、そこに半分でも回していただくというふうなことは可能なかどうかということをお聞きしたいです。

それで、区営住宅や都営住宅だと、もっと安いのではないかなと思うのです。そういうところからすると、本人にとってはもちろん普通の民間のアパートに比べたらかなり、安心の住宅というふうなことにはなるのですが、その辺のところの考え方もあわせてお願いします。

○松山高齢者地域支援課長

金額につきましては区で独自に設定するというよりは、東京都のほうに準ずる形でつくっております。

それから区営住宅との違いなのですが、やはりシルバーピアということで、管理人を置いておりますので、その分をどう考えるかということになってくるかと思っております。

また、それぞれの方々については、先ほども申し上げましたとおり福祉的な意味合いから前年の所得に応じて減額を図っておりますので、今のところ特にこれ以上ということはお考えておりません。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。いいですか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いをいたします。

○鈴木（真）委員

賛成します。

○若林委員

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成します。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第26号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(9) 第27号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○石田（秀）委員長

次に、(9)第27号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○中山障害者福祉課長

私からは、第27号議案、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

このたび障害者総合支援法、そして児童福祉法が改正され、平成30年4月1日から施行されます。改正内容は、ここに記載してありますとおり、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるように、生活と就労に対する一層の支援の充実を図ること、そして高齢障害者による介護保険サービスの利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることなどの改正が行われます。これに伴いまして、新たな福祉サービスが追加となります。そのために、品川区の条例についても法律の引用部分を変更する必要があるために、改正するものでございます。

改正する条例は3本で、品川区立心身障害者福祉会館条例、品川区立児童学園条例、そして品川区立

知的障害者グループホーム条例になります。

施行予定は平成30年4月1日です。

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

こちら障害者総合支援法の新旧対照表になります。改正案では、第5条のところの下線部になりますが、就労定着支援、そして自立生活援助が新たに追加になります。

2ページをご覧ください。

黄色でマーカーをしている2つのサービスが追加されることで、緑のマーカー部分である第15項、共同生活援助が第17項に、第16項の相談支援が第18項に移ります。

次に3ページをご覧ください。

こちらは児童福祉法の改正になります。第6条の2の2に、新たに居宅訪問型児童発達支援が追加になることに伴いまして、緑のマーカー部分、第5項の保育所等訪問支援が第6項になります。この法律改正に伴いまして、4ページの品川区立心身障害者福祉会館条例の第3条第3号の条文について、新旧対照表(案)のとおり「第5条第16項」を「第5条第18項」に改めます。

5ページをご覧ください。

品川区立児童学園条例では、第2条の2第1号ウの条文について、新旧対照表のとおり「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改めます。

おめくりいただきまして6ページをご覧ください。

品川区立知的障害者グループホーム条例では、第3条の条文について、新旧対照表(案)のとおり「第5条第15項」を「第5条第17項」に改めます。

7ページには参考といたしまして、今回の法律改正の概要を添付してございます。

私からの説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石田(秀)委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。いいですか。

それでは質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○鈴木(真)委員

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○鈴木(ひ)委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田(秀)委員長

それでは、これより第27号議案、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(10) 第28号議案 品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(10)第28号議案 品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○三ッ橋国保医療年金課長

第28号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律等が改正されたことに伴い、国民健康保険に係る住所地特例の対象者が後期高齢者医療制度においても引き継がれることとなったことから、条例の一部を改正するものでございます。

図の薄緑色の縦方向の流れをご覧ください。

現行ではこのように、品川区在住の国民健康保険の被保険者が他の道府県の住所地特例施設等に入所等し、従前の品川区の被保険者となっていた方が75歳に到達するなどして、後期高齢者医療保険制度の被保険者となる際には、国民健康保険の例を引き継がず、住所地特例施設等の所在地の道府県後期高齢者医療広域連合の被保険者となっております。

改正後は、ピンク色の縦方向の流れのように、国民健康保険の例を引き継ぎ、従前の住所地である東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

1枚おめくりいただきまして、こちらは新旧対照表を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

この住所地特例というのは、介護保険でも、例えば特別養護老人ホームなどが品川区ではない他区や他県に行った場合でも、住所地特例ということで品川区のほうから財政を出すということになっていたと思うのですが、そういうところでは、後期高齢者医療だけがなぜ今になってという感じがするのです。今までは住所地特例ではなく所在地の後期高齢者医療広域連合に加入していたということだと思うのですが、なぜ今までそうだったのかということをお聞かせください。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回、今までなぜなかったのかという部分でございますけれども、今まで後期高齢者医療制度に加入している方については後期の住所地特例制度がございまして、一方で、国民健康保険の方に関しまして、国保の中での住所地特例制度がございました。ただ国保の方が後期に移った場合の住所地特例が引き継がれていなかったという状況がございましたので、今回はそれを引き継ぐということで法律の改正されたという趣旨でございます。

○鈴木（ひ）委員

では、国保から後期高齢に移った人だけが所在地の後期高齢者医療広域連合の方に行ってしまうとい

うことになっていて、もともと後期高齢だったら、そのまま引き継がれていたと。今回、国保の人が他道府県の住所地特例施設等に行って、後期高齢になったときに住所地特例となるということですね。わかりました。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

賛成します。

○若林委員

賛成します。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第28号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(11) 第29号議案 品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

○石田（秀）委員長

次に、(11)第29号議案 品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

それでは、第29号議案、品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例についてご説明させていただきます。

資料が2枚ございます。初めにA4の資料から参ります。

本議案につきましては、昨年住宅宿泊事業法が制定公布されたことに伴いまして、住宅宿泊事業について品川区独自の規制を行うため、条例案を提案するものでございます。

1、住宅宿泊事業法の概要でございます。(1)住宅宿泊事業の営業を行うには、都道府県知事等に届け出が必要とされてございます。東京都と品川区との間で、住宅宿泊事業法の規定に基づきまして、行政事務処理に関する協議を行い、品川区で届け出事務を所管するものでございます。(2)宿泊日数につま

しては、法律で上限が定められてございます。180泊が年間の上限という形で定められているものでございます。(3)は準備行為の施行日でございます。平成30年3月15日より住宅宿泊事業を行う届け出が開始されます。その後、(4)平成30年6月15日より住宅宿泊事業法が本格施行となり、宿泊事業が開始されるという流れになってございます。

続きまして大きな2番、区における基本的な考え方でございます。区の条例策定に当たっての方針でございます。大きく2つございます。(1)住みやすい生活環境を確保するため、条例による独自の規制を実施するものでございます。具体的には①と②と二段になってございまして、①年180日、法律の上限まで民泊ができる地域は商業地域と近隣商業地域に限定するものでございます。②それ以外の地域、面積的には80%ほどございますが、これらの地域は月曜日から金曜日の宿泊事業を規制するものでございます。基本的な考え方の(2)は、条例で定める事項として、区の責務、住宅宿泊事業者の責務、宿泊者の責務等を明記するもので、品川区における一般的な指針を定めるものでございます。

次に大きな3番、特別区における条例規制の動向でございます。規制の予定があるという区が18区で、未定あるいは検討中の区が5区でございます。規制の例として掲げてございまして、①では区内の全用途地域を規制するという区が4区、比較的規模が小さい区でございます。また、②の商業地域、近隣商業地域以外を全て規制するという区が2区、品川区も含む2区という意味でございます。あとはご覧の状況でございます。

続きまして、資料の2枚目に参ります。A3横書き、大きいほうの資料でございます。条例の概要と書いてございます。

条例の構成としまして、第1条から第12条まででございます。順次ご説明申し上げます。

第1条は条例の趣旨でございます。①は住宅宿泊事業法に基づき規定すべき事項というもので、こちらは先ほどの制限区域と制限期間を定めるというもので、第9条を指すものでございます。②住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めるとは、事業者の責務を中心といたしまして、生活環境の確保を図るための規定を定めるという趣旨でございます。

第2条は定義の規定でございまして、第3条は区の責務を定めてございます。住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するため、関係機関と連携いたしまして、適正な運営確保を図るという区の基本的な姿勢を定めたものでございます。

第4条は住宅宿泊事業者の責務でございます。住宅宿泊事業を営む者、あるいは営もうとする者の責務に関して、区の指針を定めるものでございます。この条文では3点規定してございます。1つ目が火災等緊急事態の発生時における情報提供体制でございます。2つ目が周辺地域の区民に対する事業計画の事前周知、3つ目が区分所有建物の場合の宿泊事業に係る標識の設置等について、事前に管理組合と協議を行う義務等を創設するものでございます。

第5条は宿泊者の責務規定でございます。届出住宅の周辺地域におきまして、生活環境へ配慮する義務を定めるための規定でございます。

続きまして第6条と第7条は近隣地域とのトラブル防止を図るための規定で、廃棄物処理ならびに苦情処理に関しまして、住宅宿泊事業者の対応義務を創設するものでございます。

第8条は常駐する管理者を委託した場合の条文の適用関係の規定でございます。

第9条は、先ほど1枚目の資料でご説明いたしました住宅宿泊事業の制限区域及び制限期間を定めるための規定でございます。1点細かいところでございますが、近隣商業地域と商業地域は、法律どおり180日営業ができますけれども、文教地区に重なっている場合については制限区域とするという規

定も盛り込んでございます。

続きまして第10条は、届出住宅に関する基本情報について公表するという定めでございます。区のホームページ等を活用しまして、届出番号ですとか、所在地、事業者の連絡先等々を明らかにするものでございます。

第11条は借地借家契約、あるいは区分所有建物における管理規約につきまして、住宅宿泊事業の可否を定めるよう努力義務を定めることで、住宅宿泊事業に起因するトラブルの未然防止を図るものでございます。

第12条は細目に関する委任規定でございます。

最後に施行期日は6月15日、ただし、第4条、事業者の責務に関する規定ならびに第11条の借地借家契約等に関する未然防止の規定につきましては、公布と同時に施行予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

この民泊の条例というのは、本当に区民にもすごく大きな影響を及ぼす条例だと思うのです。にもかかわらず、今回初めてこの場に条例という形で出てきて、そして審議でもう決定するという進め方が、私はちょっと問題なのではないかと思っています。例えば新宿などでは、法律が通ってすぐに区のほうでもこういう方針だというものを出して、そしてパブリックコメントをやりますよと中身について議会に報告をして、そしてパブリックコメントをやって、パブリックコメントでどのような意見が出されたかという報告をして、そしてその後で条例の提案というような形を踏んでいます。あとは多分自治体によっては、ずっと検討委員会などをつくって検討を重ねた上で提案をするだとか、そういう形にして議会のほうにも随時報告をしながらというところが多いのではないかなと思うのですが、そんな中で今日突然このような重要な条例が、厚生委員会の中で初めて出されたという進め方は問題なのではないかと思うのですけれども、その点が1点です。やはりこのような重大な問題、特に全国的にも、いろいろな地域、また世界的にもずっと問題になっていて、特に京都などではテレビでも大きく報道されるような問題があるということです。いよいよ民泊の法律が通ったということで、区民の皆さんからすごい不安の声も聞いているのです。そういう不安の声も聞きながら、思いを受けとめてつくっていくということが必要なのではないかと思うのですけれども、その点まずお聞かせいただきたいと思います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

ただいまの条例制定のプロセスについてのご質問でございます。この法律が今年の6月に成立いたしました、そのほとんどの内容的な部分が政省令、さらに細目を定める要領に委任されているという仕組みの中で、最終的な実態が明確になったのが今年の12月末であるという形で、私ども地方公共団体の担当が受ける情報量、検討の余裕が非常に短かったというところがございます。国の指針が明確になる前に検討会を開いていたという自治体も聞いてございますが、なかなかそうしますと、国の指針が出てから後戻りをする、あるいは修正をすることも余儀なくされる場所もございます。また、品川区としましても、この不動産の関係の団体、あるいは商業の団体、また、地域の13連合町会の町会長等とお話し、ご意見もお聞きしまして、大変短い期間でございましたが、条例の案という形でまとめたところでございます。

○鈴木（ひ）委員

この間、国がいろいろな分野でぎりぎりに決めて、すぐに実施に移させるようなことが、もう目に余るといふ、あらゆる福祉の問題でもそうですし、そういうようなものがすごく多いのではないかなと思うのですけれども、それはそれでぜひ国にも抗議をしていただきたいと思います。それでも、やはりもっと時間はあったのではないかなと思うのです。そういう点では条例を決めるのはこの厚生委員会であることがわかっていたのですから、少なくとも、総務委員会で議論した、そういう時期に、私は厚生委員会の中でもぜひ提案していただきたかったかなと思っています。その点お聞かせください。

それと、中身に入りたいのですけれども、これ外国人の観光客を呼び込むということで、安倍政権としても2020年までに4,000万人、2030年までに6,000万人とか、そのようなことも言いながら進めていて、羽田新ルートなどもかかわってくる問題もあるのですが、そういうところで、今品川の外国人観光客が年間どれぐらいいるのかというところがわかったら、まず教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、いろいろ公文書を読んでいたときに、既にAirbnbとかというところでの違法な無許可の民泊の登録というものがすごく急増していて、このAirbnbの会社だけでも日本で4万5,000件が登録されていて、東京都23区で1万4,500件が登録されているということで書かれていたのですけれども、そういうことからすると、品川でもこの違法な無許可の民泊というものがあるのではないかなと思うのですが、品川ではそういうものをつかんでいるのでしょうか。つかんでいるのでしたら何件ぐらいあるのか、それに対して苦情、品川区に対して苦情があるのかなのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

もう少し厚生委員会等で事前にというところのご質問が1点目でした。こちらの、いわゆる民泊新法と申しておりますけれども、こちらのほう所管が国のほうもなかなか決まらなくて、国土交通省になった、東京都もなかなか所管が決まらなくて産業労働局で所管となったというところがあった中で、特別区についてはそれぞれ各区、どこが所管になるのかというようなところもございまして、初めに総務委員会で全体の状況を報告したというところがございます。

2点目の外国人観光客が品川区で年間どのぐらいかというところでございます。観光庁等の資料を見ているのですが、なかなかそのところについては私ども把握できる数字ではございません。

それから民泊のサイト、Airbnb等々の、いわゆる無許可民泊の件数のお尋ねでございますが、こちらAirbnbのサイトについてはご承知かもしれないのですけれども、利用者として正式に登録してログインをしないと住所等がわからないというような仕組みになってございまして、私どもではなかなか件数を把握するところが難しいというところがございます。

苦情の件数等々でございますが、年間民泊についての相談も含めて、昨年、今年とも120件少々というような件数でございます。その中で苦情については、今年度は22件ございました。その中で悪質な無許可のものについては、警察と連携しまして立入調査をしてやめさせる。あるいは先ほどのAirbnbでの無許可の登録についても、サイトから抹消するというような形で是正を図っているというところがございます。

○鈴木（ひ）委員

もう既に警察と一緒に立ち入り調査をしてやめさせる、Airbnbのほうもそのような対応をされているということなのですけれども、その件数というのは何件ぐらいあるのかということをお聞かせいただきたいと思います。あと本当にさまざまな問題が起こってくるのではないかなというような思いが

しているのですが、急増する違法民泊というようなことの記事に書いてあったのですが、Airbnbが宿泊予約時に自分のプロフィールを登録しなくてはならないということで、この方は実際に自分で登録を試みようとしてやってみたということなのですが、顔写真が必要で、それを登録するには不安があったので、亀の写真を入れてみるとオーケーだったと。本当にこのような適当な写真でも登録できることに不安を感じたけれども、そのまま登録を続けたと。カード払いが確認されるまでは詳細な住所や鍵の受け渡し方法はわからない。ようやく完了した後運営者からメッセージが届くけれども、オートロックの鍵の受け渡しも体面ではなく、郵便ポストに入っている鍵を取り出す方法がメールで届くだけで、ホストの人となり等は一切わからないと。ホストにしても、ゲストが登録したプロフィールだけで判断するので、ゲストが意図的にそれを掲載して宿泊しても、亀の写真でも全然チェックができない、それを確かめることもできないということであると。犯罪者やテロリストなども宿泊する可能性があるのではないかというふうな記事を書いていたのですが、こういうものは品川の条例で規制することができるのでしょうか。それを1点お聞かせいただきたい。

あとマンションの規約で自分たちのマンションで民泊はやりませんということをマンション全体で決めることができれば、区としてはそのマンションは民泊としては登録しないとお聞きしたのですが、ちょっと今の説明ではどこの条文にどうあるのかというのがよくわからなかったもので、そここのところもお聞かせいただきたいと思います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

まず1点目の警察と連携をした違法是正の件数は何件かというところですが、件数的には三、四件でございます。

続きまして、Airbnb等の外国の民泊サイトの実効性ある規制方法というところですが、ほとんど、99.9%がインターネット上の民泊サイトで宿泊客を募集するという形になっておりますので、今回の住宅宿泊事業法が6月15日に施行されますと、適法な民泊の届け出以外は、日本の国内法で許されないという形になりますので、Airbnb以外にも大手のトラベルサイト等がございますが、全て適法に届け出をして、届け出番号等も明記して、正常な形でのきちんとした民泊だけが残るといった形になるのではないかと考えてございます。

それから3点目のマンション規約についてのところですが、こちらは条例の前に法律がございまして、国土交通省と厚生労働省の規則で、必ずマンションの管理規約を確認して、民泊を禁止していないということを確認したことを証明する書類の提出というところが、定められてございますので、このあたりで担保されているかなというところがございます。品川区につきましては、具体的な標識の設置ですとか、あるいはオートロックのマンションでの民泊が可能なのかということについて、きちんと事前に管理組合と営業を営もうとする者が協議をするよう責務規定を設けることで、国の定め以上に、品川区としては適正な運営を確保しようということを図ったものでございます。

○鈴木(ひ)委員

法が通って施行されていくと、適法な民泊しか許されず、違法な民泊は許されなくなるということなのですが、今でも違法な民泊が見つからないわけではないですか。実際に1万4,500件もあると言いながら、これがわからないわけですよね。どこにどう隠れているか。どこにどう隠れているかわからないという、そのところが違法だと、違法なところがどこに隠れているかわからないのに許されないといっても、許されているという状況になってしまうのではないかと思います。その隠れていてわからないところをどうやって許さない仕組みになっているのかということも、ちょっとお聞かせいた

だきたいと思います。

それとあと今回の品川区の条例には、民泊に対して、民泊を行っている時間に、従業員が常駐するという規定がないのです。多分、台東区は区の条例で従事者の営業時間中の施設への常駐というのを定めているということで見ただけですけども、本当にこのような、どのような人が来るかわからないというところで、誰もチェックする仕組みがないという状況については、ぜひ区でやはり厳しく規制するためにも、従事者の営業時間中の施設への常駐、それから簡易宿所における玄関帳簿等の設置を加える規制強化を行ったと書いてある台東区と同じように、品川区としてもやるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

民泊のサイトの違法なもの、1万4,500件東京都であるということについて、どのような仕組みでこれを是正できるのかというところがございます。先ほども申し上げましたとおり、この1万4,500件のほぼ100%が民泊サイトで宿泊客を募集しているものがございますが、民泊サイトそのものの運営が、この民泊新法が施行されますと、適法に区に届けたもの以外を掲載することが法律的に許されなくなります。まず民泊サイトで宿泊客を募集するには、区の窓口で適法に届出を行い、届出番号を取得するという形で運営することになりますので、その関係で届出がされていないものについては現行の民泊サイトから次々に削除されると見込んでいるところがございます。

続きまして、民泊について、いわゆる空き部屋を遠隔地のオーナーが無責任な貸し方をするというところについて不安ではないかというご指摘かと思われます。こちらについても、まず常駐についてはやはり法律で常駐が前提とされてございまして、常駐できない場合については業務委託をして常駐の管理人を置くようにという仕組みになってございます。また、常駐しているけれども部屋が多いという場合についても、きちりと法令上の基準がございまして、5部屋以上の民泊を運営する場合は、常駐していても管理人を置かなければいけないというたてつけになってございますので、このあたりのところで原則家主が常駐するか、あるいは家主が責任を持って管理者を置く、そしてその管理人の資格についても、昨年末に国の要領が定まりましたけれども、宅地建物取引士、あるいは不動産関係のさまざまな有資格者を想定して管理人による適切な現地での管理というような形の仕組みが構築されてきているということがわかってまいりました。このような仕組みを踏まえ、今回提案させていただいている条例をもちまして、住宅宿泊事業者の責務を定めることで、生活環境の確保を図ってまいりたいと考えているところがございます。

○鈴木（ひ）委員

従事者の常駐ということなのですが、これは必ず民泊で泊まる人と顔を合わせる、直接民泊をやっている従事者と、それから泊まる人が対面で、この人が泊まる、この人が家主だということがわかる仕組みになっているのでしょうか。この間の説明だと、電話番号を書いておいて30分以内に駆けつけることができる、東京都のガイドラインでもそのようになっていて、それで何か都合が悪い場合は60分以内などというガイドラインになっていたかと思うのです。そのようなことだったら、何かあったときにどうにもならないのではないのかなと思ったのですが、品川区の場合は、東京都のガイドラインとは違って、常駐というふうになっているのでしょうか。それがなっているとしたら、どこの文言でそれが担保されるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから今、近隣商業地域と商業地域は180日ですよね。その180日というのも、例えば半年間丸々営業して、あとの半年間は休むというようなことも可能だということですよ。そういうことにな

ると、ずっとそこのところが営業し続けるというようなことになるのではないかと思いますので、その辺のところでは商業地域ということで、区商連だったり、商店街だったり、そういうところの意見というものは聞かれているのでしょうか。

それともう一つ、住居専用地域は旅館業法では旅館などを建てられないという仕組みになっていますよね。そういう旅館みたいにもいろいろと規制があるところでさえも建てられないのに、ほとんど規制のない民泊が住居専用地域にどんどんできていくというようなことになったら、とても地域の中で静かに安心して暮らせなくなるのではないかという不安があるのです。私は住居専用地域は民泊ゼロ地域ということにぜひしていただきたいと思うのですが、その点についてもお願いいたします。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

1点目の、まず入り口のところでの本人確認、一番初めに宿泊者と営業者が会うところでございますが、ここについては原則対面で本人確認をするというような形で、私どもガイドラインをつくってございます。また、非常に例外的なものとして、遠隔地において映像で入り口のところを管理しているところもあるのです。これは実際に私も確認してございますが、旅館業、ホテル業の中には、エントランス等について責任者が出入りをチェックできるというような形でのチェックイン方法、これも国がガイドラインで示してございまして、宿泊者の顔を特定いたしまして宿泊者名簿を整備すると。そして宿泊者名簿にない人が出入りすることがないようにするということが、民泊の新法の基本という形で打ち出されてございますので、品川区につきましてはその部分、ご指摘のとおり対面、そして対面ではない場合であっても、対面と同視できる状態で本人確認をしていただくというようなところをガイドラインとして考えているところでございます。

また、その後30分以内に駆けつけという形で、駆けつけの規定を条例で定めている区も幾つかございますけれども、この24時間対応する、旅館やホテル並みに基本的には対応していただくことになるわけですが、近隣にお住まいの責任者、あるいは近隣に常駐している責任者が駆けつけていただいて、苦情等の対応については誠実に対処していただくというような形で指導していこうと考えているところでございます。

2点目の商業地域については、180日なので形式的に、計算上は半年連続でできるのですけれども、なかなか、月から金も含めて全部埋まるというのは、稼働率が高いところでも70%、80%でございますので、民泊では難しいかなと考えてございます。また、連泊の場合の不安という声もお聞きしていますので、私どもガイドラインの中で、少なくとも清掃等の際に定期的に不審者の侵入等がないか確認していただくというようなこともガイドラインで示すつもりでございますし、宿泊契約が7日以上のものであれば、定期的に面会をして使用状況については確認するようというような形で定める、そのような用意をしているところでございます。

それから3点目の住居専用地域については、ご指摘のとおり旅館業は建てられませんけれども、品川区ではこちらの条例の提案のとおり規制させていただきますと、土日以外は民泊ができませんので、土日だけの宿泊というところで、なかなか採算上の損益分岐というところも難しいかと想定されるところでございますから、余りそのようなエリアでは利益目的の無責任な民泊というものは出てこないのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

○鈴木（ひ）委員

利益目的の民泊ではないとなると、何目的になるのですか。利益目的ではない民泊はあるのかなと思うのですが、ちょっとその点。

それからあとは衛生管理ということについては、品川区の保健所が責任を持つことになるわけですね。それはどのような形でされるのかということと、それからあと、7日以上連泊になった場合には定期的に面会するということですが、これ誰がどのような形で面会するということになるのでしょうか。その点も、細かいことになるのですけれども、教えてください。

それとあと国会の議論の中で、ここは民泊ですよという標識をどこに張るかというようなことでの議論があったのですけれども、マンションとしても全体が民泊ではないわけですから、マンションの1室のような形になったときに、民泊だとわかる表示をどこに張るかとなったら、ポストぐらいしかないのではないかと。でもポストに張ると、隣の人も嫌だよとか、そのようなこともあったりして、表示についてはどう考えられているのか。マンション全体に張るわけにはいかないし、部屋に張ったらわからないし、そのようなところはどこをどう考えているのかについてもお聞かせください。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

1点目の利用目的の経済目的以外の民泊ということでは、幾つかNPOの団体がありまして、国際交流ですとか、さまざまな異文化を体験するというような目的で、食費から何から全て無料というわけにもいきませんので、料金を取っているというところも聞いてございます。

それから2点目の衛生管理については、私も保健所の本来の仕事でございますので、定期的な清掃、換気、寝具貸与等々については、まず届け出を受け付けるときにガイドラインを説明いたしまして、宿泊者が変わるごとに変えてもらわなくてはいけないものですとか、さまざまな細かいところ、コップから手拭いまで細かい基準がございますので、そのあたりしっかりと指導していくというふうに考えているところでございます。

それから7日以上連泊の場合に誰が対応をするのかということでございますが、当然営業者の責任できっちりと対応をしていただくという形でルール化していこうというふうに考えてございます。

それから4点目の標識をどこに張るかということで、オートロック式の分譲マンションではなかなか適切な場所がないというところはおっしゃるとおりでございます。したがって、本日もご提案申し上げてございます条例の中でも、標識の場所については管理組合とよく協議してくださいというものもうたっております。その前段として、国の法令で管理組合の了承がないと届出ができないという仕組みになってございますので、管理組合とよくそのあたり、安全上、防犯上ということもあると思いますから、しっかりと協議をしていただいた上で、標識の設置場所を決めていただくというふうに考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

多分標識というのは、本当にどこにというところがすごく難しく、国会でもちょっと答えられていないやりとりがずっと続いていたのですけれども、実際問題、本当にいよいよやるとなったときにどこに張るかわからないというようなことと、本当にオートロックの意味がなくなってしまうのではないかと不安があります。あとマンションの規約について、もういろいろところで民泊を規制するために早く規約を決めてしまおうとやっているところはいいと思うのですが、まだ規約を決めていなかったマンションで部分的に民泊をやりたいということでの登録がいったとき。まだマンションではそういう規約を決めていないけれども、民泊は始まってしまって、その後、マンションで民泊禁止にしようとする多数決で規約が決まったら、そのときまで民泊をやっていたところを禁止するというふうなことも可能なのでしょうか。その辺のところの手続がどうなるのかということについてお聞かせください。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

マンション規約についてのお尋ねのところでございます。まだ決めていないところにつきまして届出ができましたら、まず総会、あるいは理事会等で民泊を禁止しているのか、容認しているのかわかる書類の提示を求めることとしてございます。したがって、マンションの管理組合の責任ある役員の方々の署名や押印もいただいたとき、当マンションで禁止しているか、していないかというようなところを確認させていただいた上で、受理を判断していこうと考えているところでございますので、迷っている間に民泊がされてしまうということがないような運用を私ども考えてございます。

それから万一、一度マンションの規約で民泊を了承した後に、やはり改めたいということについては、管理規約の変更の決定をしていただく、あるいはそれが間に合わないのであれば、総会や理事会等で協議をしていただくというような形でプロセスを経れば、規約の改正をされて民泊が禁止されていくということも可能になるというふうに考えてございます。

○鈴木（ひ）委員

ということは、マンションでまだ決めていないから了承できないと言われたときには、民泊を区のほうで認めるということにはならなくて、マンションで規約としても民泊を了承していると、それがない限りは民泊は認められないということで考えていいということでしょうか。確認をお願いします。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

その前段として、品川区には1,600ほど分譲のマンションがございまして、1月末に管理規約でしっかりとお定めくださいというような趣旨の文書を郵便で全管理組合にお送りしていますので、まだ決めていないところについては、3月に間に合うように規約に取り組みされているのではないかと考えてございます。また、マンションの管理規約のところ、法令上厳密な表現を紹介いたしますと、「禁止していないことを証する書類を確認する」ということが国の法令でうたわれてございますので、禁止されていないのであればいいのかもとれるというところは、厳密なところではございますが、私どもの運用の中で、それについてはガイドラインの中でしっかりと管理組合の意思というものを確認した上で慎重に対処していこうと考えているところでございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（真）委員

今の質疑の中で、苦情がたしか22件あるとおっしゃったのですけれども、その主なものをちょっと教えていただきたいと思います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

現在の苦情については、まだ住宅宿泊事業法が施行されておきませんので、旅館業法で旅館業法違反という形の案件として、我々対処してございます。その中でやはり言葉としては、民泊のように使われているのではないかとというような形で、私どものところに連絡が入っているものでございます。警察とも連携しまして現地に立ち入る、あるいは警察を通して事実関係を確認するというような形で対応しまして、私ども保健所サイドとしましては、まずマンションのオーナーに連絡をしまして、賃貸人が無断でそのようなことを行っているということになると契約違反になりますので、そのあたりしっかりとご確認くださいというようなお話を申しまして、数件それで事後是正され、民泊のサイトからも削除したというような報告ももらっているところでございます。

○鈴木（真）委員

民泊をやっているというだけではなくて、具体例としてのクレーム、はっきり言うと自分も何件か、

何回も聞いたことがあるのです。ごみの問題というのが一番大きな問題で、旅行客などがバッグを持って歩いていると、ああ、多分あそこに行くのだなと思って見ています。ですから地域の方はいつもそういうものを見ていると思うので、もうちょっと具体例として、それをどう対応していったかということをもう1回教えていただけますか。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

先ほどの苦情の内容の中で、私ども保健所に一番多い件数が、民泊をやめさせたいという相談で十数件ございました。ごみ出しについては3件ございまして、清掃事務所とも連携し、しっかりと巡回指導等も含めてやっていただき、是正に取り組んでいるというようなところでございます。それから騒音が2件ですとか、あるいは外国人が出入りしていて、これは適法なのかどうなのかというようなことの問い合わせ等々が具体的なところでございます。

○鈴木（真）委員

ありがとうございます。今度ここで、独自で規制していくわけなので、これは好ましいことだと思っているのですけれども、またこの規制に対応して申請する方というのは、違法ではない部分の民泊の方だと思うのですが、区として、先ほどの課題を考えたときに、これからどういうことを課題に考えているのか。もちろんこの条例の中で見てはいるのでしょうけれども、もっと細かいところがこれから出てくると思うのですが、その辺の課題があったら教えてください。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

今後の課題というところにつきましては、やはり現地への、訪問指導、あるいは立ち入りケースというようなところがまず一番大事なところでございますので、どれだけ件数が出てきて、私どもの職員体制でやっていけるのか、あるいは一定の、権限の行使は私どもが行いますが、事実行為としての業務委託というようなことの可能性があるのかというようなところが今後の課題として考えているところでございます。

それから、適法な届出を出さず、依然として法律を無視して違法なものを続けているというようなケースについて、どのように察知をして是正をしていくかというようなところも、もちろん考えているところでございます。当面の課題としてはそのようなところでございます。

○鈴木（真）委員

今お話あった指導体制、訪問指導とか立ち入りという話も課題だなと思って、区としてどこまでそれが権限を持って、またその違法なものに対して指導だけで済んでしまうのか、それ以上のものはないのか。それと言ったきりではなく、取り消しをすることがそこでできるのかどうか、そこまでこの規定、条例に入ってくるのかどうか、それが見えなかったのをそこを。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

違法の是正方法でございますが、大きく2つありまして、行政手続で監督処分 of 権限として行うものとしましては、是正命令、今後の法律で定められておりますが、是正命令を出す、そして営業の停止の命令、あるいは登録の抹消等という行政上の措置という権限が1つございます。

それから2つ目としましては、違法な民泊については旅館業法の刑罰規定が適用されるという仕組みになってございますので、こちら警察が場合によっては逮捕、勾留をして刑事手続、刑罰の手続で対処するというような最終的な手段も整備されてまいりましたので、そのような形で違法については是正していきたいと考えているところでございます。

○鈴木（真）委員

わかりました。それと最近簡易宿所の申請、看板がかかっているのを何カ所か見かけています。確認なのですが、あれは届け出して何か表示がされるのでしたか。というのは、地域の方からすると、そこに宿泊者が入っているのと民泊の部分の区別がつかないというか、余り歓迎されない部分の中で、その辺をどう見ていったらいいのかと。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

ただいま簡易宿所というご質問でございます。こちらは旅館業法に基づく適法な許可制の、許可申請が出ているという案件でございます。こちらにつきましては、現在営業している簡易宿所も非常に少なく、11件ほどでございますが、新しく営業をしようというところについては、区の要綱に基づいて標識を設置してございまして、そこには営業者の名称ですとか、連絡先が書いてございます。営業者に対しては私どもこの標識というのは地域に説明をするための標識なので、問い合わせ等については誠実に対応していただくようにというようなことを、要綱に基づいて指導しているところでございます。なかなか民泊との区別というところではわかりづらいというところがございますが、旅館業法は旅館業法として適正に執行しまして、民泊につきましても、こちらの条例に基づきまして適切に執行していきたいというふうに考えているところでございます。

○鈴木（真）委員

事前看板は出ているのはわかるのですけれども、その事前看板が終わってというか、立ち上がって、その後に簡易宿所ですという表示が出てくるのかどうかということです。

それからもう1点、条例の第4条に出てきた中で、事前に周知というものが民泊も出てくるのですけれども、この周知の感覚が、例えば建築だと建築の説明会をやりますよね。ここにいう周知というのはどういう形の周知をすればいいのか、それも教えてください。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

簡易宿所の看板につきましては、保健所に許可申請をする前に出させていただくというふうになっておりまして、建築が進みますと建築基準法に基づいて表示等が出てくるのかなというところございまして、建築基準法の建築確認が済みまして、保健所が適法であれば営業許可をおろすというような流れになるところでございます。

それから2点目の民泊の事前の周知のところでございます。こちらについては、やはり民泊を行おうとする届出住宅の近隣の一定のエリアの地域につきましては、例えばポスティングによる説明資料の戸別配付を行う等、周辺の地域の方に対して意見の申し出方法ですとか、問い合わせ先に関する案内も行うようにというような形で指導を考えているところでございます。ちなみに近隣の範囲としましては、東京都が23区共通なのですけれども、民泊を行う敷地から10メートル程度の範囲というふうに考えているところでございます。

○鈴木（真）委員

最初の簡易宿所の事前看板は建物の完成までということ、それはわかるのですけれども、実際営業をしたときにそこが、例えばホテルだったらホテルですよという看板が出ているけれども、簡易宿所だとそういう看板は多分出さないでやるのですよ。その辺がどうなのかなというのが1点。それからもう1点、今10メートルと聞いたけれども、その10メートルの範囲の説明会、本当に近くですが、やったかどうかという確認もその申請のときに、これには記録を作成するという事は書いてあるのだけれども、その辺の本当にやったかのチェック、やはり後々そういうことでクレームが相当ついてくるのがこの辺にあるのではないかなと思うのですが、その点をもう1回お願いします。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

1点目について、簡易宿所も旅館業法の正式な、公の営業になりますので、きっちりと表示は出していただくと。許可証という形で出しますので、表示というのは必須でございます。

それから2点目のところでございます。事前周知についてのお尋ねでございますが、具体的には周知内容として施設の名称や所在地、あるいは緊急時の連絡先、周辺住民からの問い合わせ方法等を周知の必須項目というところで現在考えてございまして、このあたりをしっかりと周辺の地域の住民の方に説明をし、案内をしていただいて、その対応の記録も届出書に添付した上で申請をしていただくというふうに考えているところでございます。

○鈴木（真）委員

では最後にお聞きます。今、この周知の紙を、例えば家の近くでポスティングされたときに、家にずっと持っていないとその相手はわからなくなります。そこでクレームが起きたときに、もしなくなってしまったら区のほうに対してその辺の請求をすれば、話があったときにすぐしていただけるのかどうか。

それと区の中に、これからいろいろな苦情がまた出てくると思うのですけれども、そういったときの区内の連携体制というのはもうできているのでしょうか。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

そのあたりの周知につきましては、届出の前に事前相談というものを必須としてございますので、その中できっちりと担保していきたいなと考えてございます。

それから2点目の、庁内の連携ですね。こちらにつきましては、やはり先ほどの清掃事務所とのごみの連携もでございます。そして安全設備のチェックというようなところも建築課に行っていただいて、チェックシートで確認していただく、そして消防署とも、もう何回も打合会をやってございますが、消防設備点検、あるいは必要な届出等もある場合がございますので、そのあたりの消防設備の義務的な部分については消防署と事前相談していただきまして、消防署の判が押された記録を提出していただくというふうに考えてございます。

また、深夜の騒音等という不安の声も聞いてございますので、こちらは現在東京都の条例に基づいて規制するという形で、環境課が所管しているということもございまして、環境課ともしっかりと連携する。そして住宅課が主にマンション管理組合とのパイプがございまして、住宅課を通じてしっかりとマンション管理組合とも連携をとっていただくというような形で、10課ほど関係する課がございまして、庁内での連絡会を設けているというところでございます。

○鈴木（真）委員

今のご答弁聞いてわかりました。ただ、やはり1個だけ気になるのがごみの問題です。管理人がいなくて、1日なら1日泊まった人が、結局そのごみをどうすればいいのかわからない。当然それは中には出ているのでしょうけれども、日本の方が分けてくると違うし、外国の方がそのまま出していく。現状でもそういうところが1カ所片づいたのだけれども、今度また別のところにずっと置かれているというのも現実、今の段階では聞いているのです。出てしまったごみ、極端な話、収集日ではないときにたまっていった場合、対応してもらえるのか、これはかなりクレーム出てくると思うのです、現実問題。今も担当部署は苦しんでいると思うのですけれども、その指導と現実の辺のギャップが出てくるので、その辺についてもぜひうまく管理してもらいたいと思うので、その辺のお答えをもう一度お願いします。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

まず、この民泊の適法な届け出が出ている案件については、事業系ごみという形になりますので、きちんと事業系ごみとしての品川区の条例に基づくルールで出していただくように指導していただくというところで、そのあたりの指導用の資料も清掃事務所で現在用意しているというところでございます。

また、現時点での法施行前の水面下の違法な民泊で出てしまったごみというところは、なかなか悩みの種といいますか、近隣でもお困りかと思えます。このあたりの情報も清掃事務所と連携を密にしまして、実態に即した形で状況を見させていただきながら、ベストな対応というような形でやっていくことになろうかと考えてございます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○石田（ち）副委員長

先ほど質問等でも出ているのですけれども、住居地域について、住宅宿泊事業の実施の制限のところ、住居地域は土日ということですが、そこはなかなか利益にならないので出てこないのではないかと課長がおっしゃるのだったら、やめればいいのになと思うのです。なぜこの民泊という、まだまだちょっと不安も多いもので、しかも国も都も、見れば見るほど不安になるガイドラインの中で、この住宅地で土日可にする理由というものを伺いたいと思います。

それとあと管理組合の話が出ていましたけれども、管理組合のないワンルームマンションだったり、そういうところというのは管理会社とかだと思うのですが、そういう場合は管理会社が了承してしまえばできるようになってしまうのか、そこを伺いたいと思います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

住居地域について、土日については可能になるというところでございますが、国の住宅宿泊事業法の趣旨として、やはり一方で宿泊需要への適切な対応というところもでございます。そのような中で、全てゼロ日規制をするというような方向性は、住宅宿泊事業法の趣旨から見て難しいのではないかとこのころの、ぎりぎりの判断でございます。

それから2点目のワンルーム等での1棟ワンオーナーというところについては、当然ワンオーナーの選択で民泊の届出というものも、要件を満たしてあれば可能になるというところでございますので、しっかりとガイドラインにより、あるいは事例を積み重ねて対応していく中で、ガイドラインを適切に修正していきながら、生活の環境の確保ということを図っていきたいと考えてございます。

○石田（ち）副委員長

土日を住居地域可にするところでは、宿泊の需要等々、国からもあるからだというところですが、やはり区で規制できるところなのであれば、住宅地はゼロにする自治体もあると思うので、ぜひ品川区もやっていただきたいと思うのです。本当に隣の家がとなると、今回もちょっと大阪市のほうで事件なんかも起きていますけれども、もう不安でたまらないと思うのです。適正に民泊をやっていたとしても、周辺住民にとってはやはり宿泊する方がどんな方かわからないし、結構マンションが建つのも、皆さん今までなれ親しんだ街並みに新たな人が入ってくるというのは不安だとか、そういうことがあるので、民泊となってくるとなおさら、毎回毎回違う方が泊まるというところでは、もう不安きわまりないのではないかとと思うので、ちょっと土日で利益も出ないということなのであれば、ゼロにさせていただきたいと思います。

それと管理組合のない管理会社のところというところでは、ガイドラインと今おっしゃっていたのですけれども、ガイドラインは品川区はいつごろ出るのでしたか。それで、品川区のガイドラインはこう

いったものですよというものが示されるわけですよ。そこへのこうしてほしい、こうすべきだといういろいろな意見もまた、私たち含めて出てくると思うのですけれども、そういったものは柔軟にどんどん改善させていけるものなのか伺いたいと思います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

住居専用地域等については、やはりゼロにさせていただきたいというご意見でございます。こちらについては、やはりゼロ日規制という形は法律の解釈上難しいというところで、大田区は特区民泊をやっている関係で、特区民泊をしていないところについてはゼロ日という形で条例を策定しましたけれども、住宅宿泊事業法第1条の目的に照らして適法なのかどうなのかというようなところは、議論のあるところであるというふうに新聞等でも報道されてございます。

2点めですね。管理組合のないようなところで問題が出るのではないかとこの不安の声でございますけれども、やはりガイドラインについては1回つくってそれで決定ということではなくて、さまざまな声をお聞きしていく中で、節目節目で適切な形でガイドラインも修正していきたいと考えてございます。

○石田（ち）副委員長

すみません。品川区のガイドラインはいつ出るのですか。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

国の法律の施行が3月15日となつてございまして、事前の相談というような形でお願いするということもありますので、3月を過ぎて、そして条例のこちらの議決の日程等もございまして、そのようなもろもろの状況を勘案したところで、適切な時点でガイドラインを固めていきたいと考えてございます。

○石田（ち）副委員長

では3月15日以降になってくるのか、もうちょっとかかるということなのでしょうか。やはりガイドラインなので、こういった条例がもう出ている状況でガイドライン、今資料では出していると思いますが、ここからは全然わからないことばかりですし、ちょっとガイドラインを早目に出しても別に構わないものなのですよ。であれば出していただきたいというのと、あとごみ等もそうですけれども、施設の、民泊の泊まれる方の衛生管理というところで、先ほど泊まった方が帰られて次の方が入るときは、シーツとか、枕とか、衛生管理というところのお話あったのですが、それは先ほどの話では余りはっきりしなかったのですけれども、区のほうで指導をしていく。それをやるのは保健所なのかということもちょっと伺いたいと思います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

ガイドラインの時期につきましては、条例の議決の日程等々もございまして、そのあたり事前相談という趣旨も踏まえまして、できるだけ早い時期に案という仮の形であっても、早目に公表していきたいと考えてございます。

それから2点目の衛生管理のところにつきましては、保健所としてしっかりと監督指導していくというところでございます。

○石田（ち）副委員長

その保健所は、そうはいつでも民泊のところだけを見回るだけではないと思うのです。日ごろの任務として。何といいますか、衛生監視員というのですか、そういったものも国会の中では話にあるのですけれども、とてもとても人数が足りていないと。それでもう月に1回も見回りができていないという、

旅館も含めて、公衆浴場とか、理容所とか、美容院とか、クリーニング、こういうものを合わせるととてもとても見回れないというふうに言っているのですけれども、品川区でいうと、これは人員体制とかを強化するのか、それで民泊の衛生管理というものが監視できていくのかを伺いたいと思います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

環境監視というところにつきましては、年間の監視計画を策定して、きめ細かく適切な節目、節目で監視していくというような体制をとってございますので、新たに住宅宿泊事業が監視計画の中にこれから入ってまいりまして、計画を策定していく中で適切な監視のサイクルというようなものを樹立していきたいというふうに考えているところでございます。

○石田（ち）副委員長

泊まる方にとっても、そしてまたこの周辺の住民にとっても、安心・安全にということでは、本当にこの今の民泊の条例なり、法律の中では、すごく不安が残る、本当に安全・安心を守れるのかという中身になっているなと思いますので、区独自のガイドラインのところはぜひ厳しくしていただきたいです。先ほども言いましたけれども、住宅地へは宿泊ゼロ日というものをぜひ規制していただきたいですし、管理組合のないワンルームも本当にたくさんあると思うのですが、そういうところも結構、民泊の場所になりやすいところだと思うのです。そういったところでも適正な民泊が行われるのか。先ほども違法の察知、是正方法等々もありましたけれども、それを察知するのがおけると蔓延していくということにもなりかねませんので、ぜひ厳しい対応をさらに、国や都よりもしていただきたいなと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（ひ）委員

周知の件なのですけれども、地域に対してポスティングということなのですが、もう絶対これはだめだと思うのです。やはり説明会をきちんと位置づけて、説明会と協定書を結ぶとか、そういうところまで位置づけてもらわないと、ちょっと安心できないという感じがするのです。マンションの建築紛争だって予防条例の中で説明会を義務づけているではないですか。あれは本当に建築だけということなのですけれども、民泊という、その後までずっと続くということですし、しかもこれは本当にぜひやめていただきたいのですが、住居専用地域に、旅館業法で旅館も建てられない、規制のある旅館でさえ建てられないところに民泊がどんどん入ってくるとなったら、もう本当に大問題になってくるのではないかなと思います。しかもそれが地域の人たちが知らない間に、知らないところに民泊がポコポコできているような、そのようなまちに絶対したくないという思いがするのです。そういう点では説明会をしっかりと義務づけて、地域の近隣の住民と協定書を結ぶというようなところも、ぜひ義務づけていただきたいと思うのですけれども、その点が1つ。

それから、外国人の観光客がどれぐらいかというのはつかまれていないということでした。そういう中で、この民泊をやることによって、どれぐらいの宿泊客の需要を見込むのかという、そのような予想というのを立てている部分というのはあるのでしょうか。その点、2点お願いします。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

現時点では、1点目の事前周知というところでは、私どもくれぐれも事前説明、丁寧にやっていただきたいという形で指導していくつもりでございますが、また今後の事例等、問題状況等も見えていながら、ガイドライン全体を見直す中でこの周知について改善できる点があれば改善していければと考えてございます。

それから2点目、現在旅館、ホテル含めまして、品川区内で部屋数といいますか、宿泊のキャパシティとしては8,000ぐらいございまして、その稼働率というところで年間通じて見ますと、東京都の平均で大体80%前後というところでございまして、旅館、ホテルと民泊は違うという点もございすけれども、そのような数字を前提とした中で、どれだけ出てくるのかというところについては、なかなか専門家にお聞きしても読み切れないというところでございまして、数字的なものについては今後の推移を見ていきたいと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

80%ということであれば、今の旅館やホテルでもうどうにもならないという状況ではなくて、まだまだゆとりはある、そこに民泊をさらに入れていくという感じなのでしょうか。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

あくまでもホテル、あるいは旅館、ホテルの中にもビジネス系のものですとか、品川区はないのかもしれないのですけれども、リゾート系ですとか、幾つか区分がありまして、それぞれ固有のニーズといいますか、需要というのがある中で、やはり民泊とは多少すみ分けもされているのかなと、今後出てくるのかなというところでございまして、現在の旅館、ホテルの平均稼働率が、イコール民泊との関係でまだゆとりがあるというふうに言えるのかというところについては難しいかなと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

そういうことであれば、1回もう規制緩和したところを規制をつくっていくというのはなかなか難しいと思うのです。だから、とにかく住居専用地域は民泊ゼロ地域ということで始めるということに、ぜひしていただきたいということで要望させていただきます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○大倉委員

もういろいろお話があったので、私から2つ、第5条の宿泊者の責務というところで、国や都では宿泊者の責務というところはなかったと思うのですが、この「宿泊者は、届出住宅の周辺地域の区民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない」というふうに条例で明記したところというもの思いだったり、意味だったり、意義だったりを教えていただきたいと思います。

あと相談についてなのですが、やはり事業者が基本的には、第一義的にしっかり対応しなければいけないというところで、先ほどもありましたが、チラシをまいて周知しながら、でも実際そのチラシがなくなったり、見ていないという場合に、どうやって相談したらいいのかといったら、必ず区のほうに来ると思うのです。そういったときの相談窓口とか、相談体制は、先ほども区の相談を担保していくということがあったと思うのですが、どのようにやっていくかというところを教えていただきたいと思います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

まず、条例の第5条のところの宿泊者の責務というところでございます。こちらについてはご指摘のように、国のガイドラインや東京都のガイドラインでは触れられていないところでございますが、やはり区としましては、事業者、そしてお泊まりになる方、車の両輪として品川区の生活環境への配慮にきっちり意識を置いてもらいたいというところの願いも込めての規定というところでございます。

それから2点目の相談窓口のところにつきましては、現在保健所生活衛生課が窓口として行っており

ます。チラシが不明になってしまった、あるいはこのあたりはどうなのかというようなところで声をお寄せいただければ、私ども持っている情報を踏まえまして、皆様の不安の声に丁寧誠実に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○大倉委員

この宿泊者、まさに泊まっている人にもきちんと周辺の人たちに気をつけ、環境に影響を及ぼさないようにというのは、こちら側からしたらそうなのですけれども、泊まる側からしたら、なかなかそこに意識を持っていくというのは難しい中で、一体どうやって周知をしながら、これを守ってもらうやり方があるのかなと、これを見たときに思ったので、その辺を教えていただきたいです。窓口は対応していただけるということなのですが、これについては、例えば民泊かもしれないとか、ごみ出しがと、いろいろな部署に飛ぶと思うのです。そういったときに総合的に、ここに電話してもらえればそういう関係は全部承りますというような考えはあるのでしょうか。お願いします。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

まず1点目の宿泊者の責務というところにまつわるところでございますが、こちら国のほうの法令でも大まかな定めがあるのですけれども、必ず宿泊する方には事業者から書面で説明していただくというところで、騒音防止のために配慮すべき事項、ごみの処理に関するルール、火災の防止等々、具体的な定めを私どもガイドラインとして用意しているところでございます。その中では、やはり大声での会話を控えるですとか、深夜に窓を閉めること、屋外で宴会を開かない、住宅内では楽器を使用しない等々、具体的に定めていくことで、生活環境の確保というようにしっかりと守っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから2点目の相談窓口で、私どもが対応するとお答えしましたけれども、3月1日からは全国共通のワンストップサービスということで、国がコールセンターを開設する予定になってございまして、3月については平日の昼間、4月になりますと8時半から22時まで、そして夜間についてはWebでの受付というような仕組みもこれから立ち上がってまいります。そのような中で、国と東京都、また警察、消防署ともしっかりと連携しまして、適切な民泊の運営ということに努めてまいりたいと考えてございます。

○大倉委員

宿泊者の責務については、そうやって丁寧に細かくやっていくことで守っていただきたいと、それはよくわかるのですが、なかなか実際難しいと思います。しっかりその辺はどう相手に伝えていくとか、どう対応してもらうかというのは本当に難しいところではあると思いますが、ここの第5条に書いてあるので、しっかりやっていただきたいなと思います。

あと相談なのですが、3月から国のほうでということなのですけれども、それでも区のほうに来ると思うのです。地域の方とか。そういったところはそちらにつないでいくのかとか、例えば22時まで国のほうの相談窓口はやっているけれども、品川区に夜間、その電話が来たときの対応、今は警備員の方、非常勤の方に電話に出ています。その辺はこちらのほうにも相談窓口がありますのでとやるのか、それとも翌日品川区の担当につなげますなのか、その辺の対応というのはどのようにしているのか教えてください。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

夜間の相談体制というところでございますが、民泊についての苦情は、主なものとして騒音とごみ出しという2つが大きなところでございます。まず騒音等については、やはりこちら現在でもそうすけ

れども、まず110番等々で対応していただきまして、それが民泊であれば情報が、翌営業日に保健所に来る、あるいは国を通じて保健所に届くというぐあいに連携していくのかなというふうに見てございます。

それから2点目の宿泊者に守っていただくという責務にまつわるところにつきましては、ご指摘の趣旨も踏まえまして、効果的なルールづくりというようなことは課題にしていきたいというふうを考えているところでございます。

○石田（秀）委員長

よろしいか。

○若林委員

もう細かい話が出てきましたので、条例というか、ガイドラインの話になっていて、それは後で聞きますけれども、そもそものこの住宅宿泊事業の今回の条例、いわゆる民泊について品川区はどういうふうに向き合おうとして、このような規制の内容、また規制をしないということも含めて、どのような姿勢でこの条例をつくられたのかということ、基本姿勢として確認だけしておきたいと思います。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

まず、民泊についての基本的な姿勢でございますが、2つございまして、やはり一方ではにぎわいの創出というところで、新しい営業形態でございますので、そういう観点から商業地域、近隣商業地域に限って、条例での規制の対象から外すというようなところで、にぎわいの振興というところを図る、一方でやはり静かな居住環境というところはしっかりと確保していかなければいけないというところで切り分けまして、それ以外のエリア、面積的には80%ぐらいのエリアでございますが、こちらについては厳しく民泊を規制していくというような考え方でございます。

○若林委員

民泊、大いに観光、また区内に宿泊していただくというのは一番お金を落とすということですので、その辺もしっかり意識しながら、一方ではやはり区民の生活を守るためにというところで厳しくしますよということですので、本来であれば今日のこの条例の審議の中でガイドラインの概要ぐらいは出させていただいてよかったのかなとか、また出したら出したでもっと審議が長くなるのかもしれないのですけれども、質疑の内容がまさにガイドラインの一つ一つの項目になっているような気がしますので、ちょっとそういう感想を持ったということでございます。

そのまま住宅街については、民泊、規制はするけれどもやりたい方はどうぞという基本スタンスですよ。その中で、やはり区民の不安もあるので、やるのであればこれだけは、こういうものは絶対に守っていただきますよと。区民から苦情が来たり、不安があったり、何か事故があったりするようなことは、これはもう厳に区として認めませんよという強いメッセージを、ガイドラインなり、またいろいろな周知、アナウンスなり、広報なりで、やはり品川区の姿勢というものをこれからやろうとしている方、また不安に思っている区民にも、その区の姿勢がきちんと伝わるよう、そういうものを、初めての条例ということもありますので、しっかりとまずは示していった上で、実際に始まったときにいろいろなお話もあるでしょうから、またその都度見直しをしていくということの確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井浦品川区保健所生活衛生課長

やはり法律というものが前提としてはございますので、区でしっかりと品川区独自の規制をしていきながら、守っていただくべきところはしっかりと守っていただくというところは揺るぎない形で進めて

いきたいというふうに考えてございます。そのような中で営業者、それから区民の方の不安ができるだけ起きないように形で、生活環境の確保を図っていきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。いいですか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

賛成します。

○若林委員

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

反対です。ちょっと規制が余りにも緩過ぎて、住民に対しても説明会や協定書の義務づけもなく、周知はポスティング、そしてまた常駐者についても、原則ということで例外も認めてしまう、また、旅館業法でも住居専用地域はつくれない状況になっているにもかかわらず、民泊をつくっていくという、こういうところでは本当に不安がますます増えていくという、規制が余りにも緩過ぎるということで反対です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第29号議案、品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議の運営上、暫時休憩します。

○午後3時33分休憩

○午後3時45分再開

○石田（秀）委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

(12) 第38号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○石田（秀）委員長

次に、(12)第38号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○三ッ橋国保医療年金課長

第38号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について報告いたします。

このたび、平成30・31年度の保険料軽減対策が、平成28・29年度に引き続き、さらに2年間の実施をすることとなりました。この軽減対策に必要な経費は、都内全区市町村の負担金（一般財源）によって支弁するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となりました。

1、変更の内容でございます。規約の附則第5項中、平成28・29年度分を平成30・31年度分に、施行期日を平成30年4月1日に改める予定でございます。

2、保険料構成図が、ご覧のとおり特別対策の4項目および保険料所得割額減額分を含めた5項目が関係区市町村の一般会計から100%負担しております。

おめくりいただき、裏面をご覧ください。

一般財源の概要は、各項目の内容説明でございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表でございます。

おめくりいただきまして、A3の資料をご覧ください。

平成30・31年度の保険料率について、最終案でございます。右上の最終案をご覧ください。

特別対策はご覧の4項目あり、所得割額独自軽減の約4億円を含めると、2年間で合計211億円となっております。均等割額4万3,300円で900円増加、所得割率は8.80%でマイナス0.27ポイント、1人当たり平均保険料額は9万7,127円となり、前回と比較し1,635円増加する見込みでございます。

左下をご覧ください。

保険料算定時の設定条件は10項目あり、被保険者数は平成30年度を153.1万人、平成31年度を157.5万人、1人当たり医療給付費の伸び率は1.14%と推計しております。後期高齢者負担率は11.18%とし、所得係数は1.630と推定し、均等割額と所得割額の賦課割合は38.02対61.98となっております。被保険者の所得の伸び率はマイナス2.6%、予定収納率を98.02%とし、厚生労働省通知に基づき、保険料の賦課限度額は前回より5万円上昇し62万円とし、剰余金は180億円と見込んでおります。財政安定化基金につきましては、保険料増加抑制のための活用はせず、本来の目的であります医療給付費の上昇等に備えるために留保することといたしました。国の保険料軽減特例措置につきましては、現在公表されている見直し内容によりました。

おめくりいただきまして、こちらは今回と過去との比較表でございます。右側の藤色の部分が平成30・31年度表でございまして、一番右側が最終案でございます。一方、中心にございますのが平成28・29年度となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

平成30・31年度の保険料率についての最終案ということで、今ご報告いただきましたけれども、これは広域連合のほうで決定をするわけですよね。その決定はいつされるのかということと、それから前回の平成26・27年度と比べて平成28・29年度というのは、均等割は全く上がっていないという状況だったのですけれども、今回は均等割が上がって所得割が下がっているという状況になっていて、なぜ均等割を上げて所得割を下げたのかというところをちょっと教えていただきたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず、広域連合の議決の関係でございますが、平成30年1月11日に広域連合協議会において、規約の変更の了承をいただいております。したがって、関係区市町村へ規約変更について区議会への提案を依頼されておまして、今現在に至っているところでございます。

また、次の均等割、所得割でございますが、委員もご承知だと思いますけれども、今医療費がやはり高額療養費等々、高齢者に関しましては特に上がっている状態でございます、その中で今回の財源の構成でございますが、後期高齢者医療制度と申しますのが、患者負担分を除きますと、高齢者が保険料割合が1割、また現役世帯からの支援が4割、そして公費が5割となっている状況でございます。また、生活環境の変化などがございまして、この均等割額と所得割率の関係がございまして、東京都の広域連合といたしましても、制度発足以来、この4項目の特別対策や所得割独自軽減は継続しております、この剰余金も180億円ということもございまして、引き続き保険料が値上がりしないように対応しているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

規約の変更というのは、この軽減をさせるために一般財源から繰り入れますよということの規約の改正なので、毎回賛成をしているところですが、この規約も毎回2年間だけの時限の規約のような感じになるわけです。これは、もうぜひずっと、もっと恒久的にこういう形を続けていただきたいと思うのですが、そのような、恒久的な制度にというのは全然話に出たりしていないのでしょうか。ぜひそのような希望をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうかということ、私先ほど伺ったのは、均等割と所得割の割り率というのはいつも、国保などでもあると思うのですが、そういうところで均等割が上がって所得割が下がったという、その考え方ですか。その辺のところをお聞かせいただきたいなと思ったのです。本当にこれだけ入れたとしても、1人当たりの平均で1,635円上がるということですので、これはちょっと高齢者にとっては大変な金額と言わざるを得ないと思ひまして、そこのお聞かせいただきたいと思ひます。

規約の改正というのは1月1日に決まったということなのですが、この保険料率が決まったのも1月1日のときに決まったのか、広域連合でこれも決めるわけですね。それを決めるのはいつなのかということもお聞かせください。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず2年間ごとの改定の部分でございますけれども、平成20年度からこの制度が始まりまして、最初のときには平成20・21年度の期間限定で特別対策というものをとっていた状況でございます。その後、また2年ごとの保険料の改定期におきまして、この特例対策の必要性というものがございまして、年々、また2年ごとということになっております。この間、最初は3項目の特例対策がございまして、その後4項目に増え、そして最終的には今の東京都の広域連合の所得割額の部分がございまして、5項目という形になっておまして、今回の保険料改定に当たっても、保険料の大幅な上昇が見込まれたため、今回増加の抑制策として特例措置を考えておりますけれども、社会状況等見直しがございますので、どうしてもこの2年ごとということになっております。

また、今回均等割額と所得割率の関係でございますけれども、やはり後期高齢者医療につきましては、9割、8.5割、そのように均等割額の軽減策、また所得割に関しても7割、5割、2割という部分がございます、軽減される方の割合というものが均等割のほうが割と多い割合になってございます。品川区でいきますと5割程度の方が均等割に関係してきまして、所得割に関係してきますのが2割程度

となつてございますので、その関係でどうしても均等割を上げていくということになっております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○三ッ橋国保医療年金課長

失礼いたしました。保険料率につきましても、平成30年1月11日のこの広域連合の協議会において、規約の変更の了承を得られております。

また、先ほど私読み上げた原稿の中で、収納率の部分でございしますが、98.02%と申し上げてしまったところ、この資料のとおり98.20%でございしますので、訂正いたします。失礼いたしました。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

では、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

自民党・子ども未来、賛成します。

○若林委員

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第38号議案、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

2 その他

(1) 所管質問について

○石田（秀）委員長

最後に、予定表2のその他を行います。

まず、今定例会の代表・一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の代表・一般質問中、厚生委員会に係る項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

それでは、いらっしゃるらないようですので、代表・一般質問に係る所管質問について終了いたします。

(2) その他

○石田（秀）委員長

次に、その他を行います。

その他で何かございますでしょうか。

○川島健康課長

私からは、東芝病院の状況についてご報告させていただきます。

東芝病院事業につきましては、昨年11月30日に医療法人社団緑野会が株式会社東芝と譲渡契約を締結してございます。緑野会では、今年4月1日の病院の開設に向けて、準備を今進めていると聞いてございます。東芝病院によりますと、現在経営主体が変更するというに伴いまして、医師の確保の関係で一時的に一部の診療科で規模を縮小し、ほかの病院などへの紹介を行っているという報告を受けております。4月以降は順次診療体制を整備していくということですが、産婦人科につきましては、新病院開設後も分娩再開までは少々お時間をいただきたいというような報告もを受けております。区といたしましても、これまでの病院の機能が継続されるように、事業者への申し入れを行ってまいりたいと考えてございます。

○石田（秀）委員長

報告が終わりました。

本件に関しまして、確認等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

分娩再開まで時間がかかるということのご報告だったのですけれども、ということは、産婦人科は廃止ということではなくて、体制ができ次第また再開するという確認させていただいていいでしょうか。その再開のめどというのは、いつぐらいなどというのはわからないものなのか、その点お願いいたします。

○川島健康課長

病院の引き継ぎをします緑野会におきましても、現行の機能を維持するような努力をしているということなのですが、今委員がおっしゃいました産婦人科のほうにつきましては、なかなか医者の確保に苦勞しているというように聞いております。ですので、少しお時間がかかるという話でして、そのまま廃止にするということは当然言っておりません。ただ少しお時間をくださいというような説明を、現行の東芝病院のほうでもそういう説明を今しているところですので、私どものほうでわかるところはそこまでだということでございます。

○石田（秀）委員長

ほかにごございますでしょうか。

○石田（ち）副委員長

やはり私も地域の方からすごく心配の声がどんどんと出される状況なのですけれども、皆さんやはりホームページを見られるのです。そうすると、そこに「外来通院されている患者様へ」ということで、

今後診療体制がまだ整っていないと。ほかの病院も紹介させていただいていますということで、その科の名前もたくさん出ているのです。それで、やめられていく医師の名前も、診療科別で出されたりしているのです。こういうものを見ると、なくなってしまうのかという、病院として存続させてくれるとうか、緑野会が引き受けてくれたというところは一安心したのですけれども、その後がやはりどうなってしまうのだろうということで、今の課長の話だと、そうするとその産科にも限らず、各診療科も再開に向けて鋭意努力がされているということなのでしょうか。

○川島健康課長

今副委員長がおっしゃったとおり、努力している最中だということ、それから引き継ぎに伴う医師の確保の関係でというところですが、そのままなくなってしまうというような形ではなくて、努力を今続けている最中だというふうに話を聞いてございます。

○石田（秀）委員長

いいですか。ほかに。よろしいですか。

それではほかにないようですので、本件を終了いたします。

ほかに、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時の開会でございます。

なお、明日の委員会終了後に、第3回議会報告会の委員会報告の報告内容について、委員の皆様よりご意見をいただく場を設けたいと考えております。委員会終了後でありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後4時02分閉会